

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備)

(諮問第3220号)

<目 次>

1	報告書	1
	(別紙 1) 意見及び意見に対する考え方	2
	(別紙 2) 改正案	26
2	答申書 (案)	98
3	概 要	99

令和8年10月22日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 藤井 威生 殿

ユニバーサルサービス委員会
主 査 関 口 博 正

報 告 書

令和8年8月28日付け諮問第3220号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり報告する。

記

- 1 本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙1の総務省の考え方について、適当と認められる。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

以 上

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備）等
に対する意見及び意見に対する考え方（案）

- 意見募集期間：令和8年8月29日（土）～同年10月2日（金）まで
- 案 件 番 号：145210742
- 意見提出数：14件（法人：5件、個人：2件、匿名：7件） ＊意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	個人A	8	匿名E
2	匿名A	9	匿名F
3	匿名B	10	NTT東日本株式会社
4	個人B	11	NTT西日本株式会社
5	匿名C	12	一般社団法人ビジネス・アクションクラブ
6	匿名D	13	KDDI株式会社
7	日本先進通信株式会社	14	匿名G

■（１）最終保障提供責務の導入に伴う規定の整備に対する意見

意 見	考え方（案）	案の修正
<p>（意見１）</p> <p>【総論】</p> <p>○近年、社会全体のデジタル化が加速する中において、様々な社会課題の解決手段を支える基盤として通信インフラの重要性はさらに高まっている一方、少子高齢化と労働人口減少により通信インフラの構築・保守人員の確保は年々厳しさを増してきています。</p> <p>○加えて、インフレの進展に伴う物価高が続く中、ベンダーや委託先会社からの価格転嫁の要請に適切に応えていく社会的な責任や、自然災害への事前対策・復旧対応の必要性を踏まえると、設備効率化等の事業者独力でのコスト削減努力だけで将来にわたって通信インフラを安定的に維持し続けることは非常に困難な状況を迎えています。</p> <p>○このような社会状況の変化を踏まえれば、安定的なサービス提供の確保により重点を置いた政策へと転換していくことが必要であり、そのためには、現行のユニバ制度及び今後導入される最終保障提供責務に係る交付金制度の拡充に加え、モバイルサービスや新技術の一層の活用を図ることで、複数の事業者が共同でユニバーサルサービスを支えていく環境を整えることが不可欠と考えます。</p> <p>○今回の省令改正案は、上記の観点から、三次答申案において示された「みんなで支えるユニバーサルサービス」の実現を目指し、複数の電気通信事業者が連携することによって、ユニバーサルサービスをなるべく効率的に提供していくことを志向するユニバーサルサービスの交付金の在り方に関する基本的な考え方及び交付金制度の見直しの方向性を具現化するものであり、賛同します。</p> <p>【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】</p>	<p>（意見１に対する考え方）</p> <p>○ 本省令（案）等に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>（意見２）</p> <p>【最終保障事業者と区域内事業者間の取り決め（契約）の必要性】</p> <p>○役務提供確認にあたっては、事業者間での利用者情報の授受や区域内事業者の経営情報（提供エリア情報）の取り扱い等を行うことになるため、その利用者情報等の適正な取扱いを担保するにあたって予め最終保障事業者と全ての区域内事業者との間で契約を締結し、利用者情報等に関する運用方法・運用ルールや責任の範囲等を含め、役務提供確認の実現方法について定めておくことが不可欠と考えます。</p> <p>○そのため、制度運用開始までに最終保障事業者と全ての区域内事業者との間で役務提供確認の実現にあたって不可欠となる契約締結を行うために必要となる協議・合意形成を促していく観点から、役務提供確認に係る取り決め義務を最終保障事業者及び区域内事業者の双方に課す本改正案について賛同します。</p> <p>【合意形成に向けた区域内事業者との対応状況等】</p> <p>○当社は、役務提供確認の実現に向けて、２０２６年２月より区域内事業者との事業者間会合（２０</p>	<p>（意見２に対する考え方）</p> <p>○ 本省令（案）等に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、役務提供確認等における対応の明確化を図るといふ本規定の趣旨を踏まえ、規定ぶりを簡潔に修正することとします。</p>	有

<p>26年9月までに計6回開催)を通じて、実現方式案の検討を実施しており、会合での議論を踏まえた実現方式案について2026年5月に総務省殿へ報告いたしました。</p> <p>○その後、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申」において、当該の実現方式案について「基本的に妥当」との評価をいただいたことを踏まえ、当該の実現方式案において最終保障事業者・区域内事業者で共用する事業者間連携ツールを自己負担で開発着手するとともに、全区域内事業者に対して当社の提案する実現方式案への合意可否の意向を確認したところですが、現時点、300社超の区域内事業者のうち、意向表明を行っているのは約230社に留まっている状況です。</p> <p>○当社としては、意向表明を行っていない区域内事業者に対して引き続き合意可否の意向の表明並びに役務提供確認に関する合意形成に向けた働きかけを継続し、制度の運用開始までに役務提供確認に係る全区域内事業者との合意及び契約締結に向けて最大限の努力を行っていく考えです。</p> <p>○なお、役務提供確認は「確認元」となる最終保障事業者が一方的に対応を強いることができるものではなく、「確認先」となる区域内事業者の合意・協力なしには実現しえないことから、円滑な合意形成にあたっては当社のみならず総務省殿のご協力も頂きながら連携して対応を進めていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】</p>		
<p>(意見3)</p> <p>現場の負担軽減(手続きのさらなる簡素化)</p> <p>今回の改正案でブロードバンドの報告頻度が「5年に1度」に緩和される点は評価しますが、人手不足を考慮し、確認手続き(1日以内・3日以内の回答ルール等)も含め、通信事業者の現場に過度な事務負担やスピードを強制しないよう、さらに手続きを簡素化・デジタル化することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名D】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>○ 前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見について、実態に応じた柔軟な運用が可能となるよう、具体的な日数については、本省令(案)において定めるのではなく、ガイドライン等を策定し、明確化することが適切と考えます。したがって、御意見を踏まえ、日数の規定については削除いたします。</p> <p>○ なお、役務提供確認については、情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」三次答申(令和8年10月9日)(以下「三次答申」という。)P6のとおり「利用者の申し込みの都度、事業者間で提供可否の確認を行うのではなく、各事業者の提供エリア情報を格納した「役務提供確認データベース」を構築・活用した確認方法を用いることにより、最終保障電気通信事業者・区域内電気通信事業者双方の制度運用にかかる負担の軽減を図るとともに、速やかな提供可否判定の実現による利用者利便の向上を図る方向で検討が進められている」ところですが、今後もさらなる簡素化やデジタル化を含めて検討していくことが適当と考えます。</p>	有

<p>(意見4)</p> <p>・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新電気通信事業法施行規則」という。）第十三条第四項において「総務省令で定める事項」を規定しているが、電気通信事業法施行規則において「総務省令で定める事項」を規定している条項については、単一の事項を定めている第十三条第一項を唯一の例外とし、複数の事項を定めている他の条項においては各号列記により規定しているため、省令中の平仄の観点から、新電気事業法施行規則第十三条第四項に規定する総務省令で定める事項も各号列記により規定すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>(意見4に対する考え方)</p> <p>○ 御意見を踏まえ、修正いたします。</p>	有
<p>(意見5)</p> <p>・新電気通信事業法施行規則第十六条の三柱書において「総務省令で定める事項は、次に掲げる『事項』とする。」と規定しているが、現行の電気通信事業法施行規則中「総務省令で定める事項は、次に掲げる『もの』とする。」が11件、「総務省令で定める事項は、次に掲げる『事項』とする。」が2件と『もの』で受けて規定して用例の方が多数であるため、『もの』で受けることとしてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>(意見5に対する考え方)</p> <p>○ 御意見を踏まえ、修正いたします。</p>	有
<p>(意見6)</p> <p>・新電気通信事業法施行規則第二十二條の二の二において「・・・許諾が得られた『日から一日』（・・・『までの日数は、算入しない。』・・・。）『以内』に行わなければならない。」と規定しているが、『日から』は初日不算入であるため翌日起算日として『一日以内』ということであれば、「・・・許諾が得られた『日又はその翌日』（『当該翌日が』・・・まで『に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす』。・・・。）『』に行わなければならない。」と規定すべきではないか（『・・・日又は翌日』は用例多数）。また、『日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月二十九日、同月三十日又は同月三十一日』は複数用いているため、例えば、他の用例も踏まえ『休日等』と略称を置いて定義を飛ばした方が規定が整然とするのではないか。※第二十二條の二の二の二及び第二十二條の二の二の三についても上記の修正を踏まえて遺漏なきよう対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>(意見6に対する考え方)</p> <p>○ 御意見を頂いた条項については、他の御意見を踏まえ、削除することとしております。</p>	無
<p>(意見7)</p> <p>・新電気通信事業法施行規則第二十二條の二の二の四柱書、第四十條の三の二柱書において「次の『各号』に掲げる事項」と規定しているが、単に「次に掲げる事項」と規定するのが適切ではないか。この点、総務省が意見照会をしていた地方自治法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果（案件番号：145210710）においても同旨の修正を行っている。</p> <p>※Wikimediaからの引用となるが、内閣法制局が作成していると思料される「法令審査事務提要（改定）」の六十一頁の（四）において、「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわらず場合『に限り』と示されており、そのように決定がされている。</p>	<p>(意見7に対する考え方)</p> <p>○ 御意見を踏まえ、修正いたします。</p>	有

<p>(https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/5d/%E6%B3%95%E4%BB%A4%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%8F%90%E8%A6%81%EF%BC%88%E6%94%B9%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf)</p> <p>【個人B】</p>		
<p>(意見8)</p> <p>電気通信事業法施行規則改正案第22条の2の2の3及び第22条の2の2の4について意見を提出します。</p> <p>最終保障電気通信事業者にサービスの提供を求めた利用者が、事業者間の役務提供確認の途中で取り残されないよう、利用者への連絡と手続の引継ぎを明確にしてください。役務提供確認データベース上は区域内電気通信事業者が「提供可能」と判定されても、その利用者の住所では実際には提供できない場合があります。この場合、利用者が自ら複数の事業者に連絡し直すことを前提とせず、提供不可と判明した事業者から最終保障電気通信事業者への速やかな通知、利用者への結果連絡、最終保障による提供手続への移行を一連の手続として定めるべきです。</p> <p>また、改正案は全ての区域内電気通信事業者から回答があった日を利用者への通知期限の起点としています。回答がない事業者がいる場合にも利用者が長期間待たされないよう、期限超過時の対応を明確にしてください。ブロードバンドを利用できない人からの申込みも想定し、電話等で手続を進められることを運用上確保してください。</p> <p>【匿名E】</p>	<p>(意見8に対する考え方)</p> <p>○ 三次答申P9において「今後、最終保障提供責務の導入までの間に、さらに詳細を検討するに当たっては、(略)利用者にとってより一層便利でわかりやすく、安心して手続を行えるような仕組みとなるよう、引き続き検討すべき」とされているところであり、いただいた御意見のような利用者の視点を踏まえながら、検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>(意見9)</p> <p>最終保障提供責務を実効的に運用するため、区域内・近隣の電気通信事業者に求める確認・協力の範囲、手続、費用負担及び対価の考え方を、ガイドライン等でできる限り明確にすることを希望します。地域の中小規模事業者等が協力主体となる場合でも、過度な事務負担又は持ち出しが生じないよう、必要な協に伴う合理的な費用を適切に扱う仕組みが重要です。複数事業者の連携によるサービス確保を促しつつ、特定の事業者負担が偏らない運用としていただきたいと思います。</p> <p>【一般社団法人ビジネス・アクションクラブ】</p>	<p>(意見9に対する考え方)</p> <p>○ 最終保障提供責務の導入に伴う新たなユニバーサルサービス制度の運用に関しては、関係事業者の負担にも配慮しつつ検討されてきたところであり、今後、総務省において新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用を行う際にも、引き続き、こうした負担に配慮しつつ検討を進めることが適当であると考えます。</p>	無
<p>(意見10)</p> <p>【今後に向けた検討事項】</p> <p>○ユニバーサルサービス制度に係る以下の事項については、引き続き見直しに向けたご検討をいただきたいと考えます。</p> <p>(役務提供確認について)</p> <p>○「事業者間連携ツール」は、役務提供確認の実現にあたって不可欠である事業者間の利用者情報の授受にあたって、利用者への確実かつ速やかな回答を行うための効率性と利用者情報に係るセキュリティの担保を両立するために用いるものであり、「役務提供確認データベース」と同様、本方式による役務提供確認にあたって不可欠かつ最終保障電気通信事業者(以下、最終保障事業者)及び区域内電気通信事業者(以下、区域内事業者)双方がその便益を享受し得るものであることを踏まえ、その制度上の位置づけや交付金の扱いについて引き続きご検討をいただきたいと思います。</p>	<p>(意見10に対する考え方)</p> <p>○ 「役務提供確認データベース」については、三次答申P8において「これまでの事業者間会合での検討経過も踏まれば、法令で定める役務提供確認(略)を効率的に履行するためのものであり、全ての最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者双方にとって利益となるものであるという性質から、制度上、基礎的電気通信役務支援機関による「交付金の交付」に附帯する業務(改正事業法第107条第5号)として位置付けることが適当」としています。一方、「事業者間連携ツール」の整備・運用業務の性質及び費用負担の在り方に関しては、同答申P8注釈において「役務提供確認データベースとの</p>	無

【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	異同やツール活用の見通し・実績も踏まえつつ、基礎的電気通信役務支援機関の附帯業務とすべきか否か、交付金の対象とすべきか否かを含め、引き続き、検討することが適当」とされており、引き続き、本趣旨を踏まえて検討を行うことが適当と考えます。	
<p>(意見11)</p> <p>利用者から「提供の求め」があった場合の役務提供確認については、改正後の電気通信事業法施行規則第22条の2の2から第22条の2の2の3までにおいて、最終保障電気通信事業者による区域内電気通信事業者への確認、区域内電気通信事業者による回答及び当該回答後の利用者への通知に係る期限が規定されています。</p> <p>一方、最終保障電気通信事業者が区域内電気通信事業者への確認を行うことなく、自ら役務を提供する場合については、電気通信事業法第25条の3第1項において、「当該提供の求めをした者に対し、直ちに、自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨その他総務省令で定める事項を通知する」と規定されていますが、改正後の電気通信事業法施行規則において、「提供の求め」を受領してから利用者に通知するまでの期限等が明確に規定されていません。</p> <p>利用者からの申込みが不当に保留され、又は手続が遅延することにより利用者に不利益が生じることのないよう、最終保障電気通信事業者が「提供の求め」を受領し、自ら役務を提供する場合についても、利用者への通知期限その他必要な手続を省令上明確に規定することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>(意見11に対する考え方)</p> <p>○ 最終保障電気通信事業者が自ら役務を提供する場合には、当該事業者から利用者に対して「直ちに」通知が行われるものであるため、日数を定める必要はないものと考えます。</p>	無
<p>(意見12)</p> <p>【要旨】</p> <p>改正後の電気通信事業法第25条の4が定める近隣電気通信事業者の協力義務につきまして、その内容を明確化されるに当たり、第一種指定電気通信設備について既に接続約款上制度化されている事項（設備設置場所の提供、電柱への添架、光ファイバ芯線の貸与）に準じた内容が含まれ得る旨を、ガイドラインに明記していただきたく存じます。あわせて、接続事業者が自ら敷設した線路を通信用建物に引き込むことが接続約款上の提供の範囲に含まれるか否かを、明らかにしていただきたく存じます。</p> <p>【詳細】</p> <p>はじめに、前提を整理いたします。第一種指定電気通信設備設置事業者（NTT東西）との関係では、既に法第33条に基づく接続約款において、通信用建物への相互接続点の設置及びその設置場所の確保（第2章の2）並びに電柱への添架（第10条の13）が制度化されており、加入光ファイバ（ダークファイバ）の芯線の貸与も接続メニューとして提供されております。これらについて新たな法的根拠を設けることを求めるものではございません。</p> <p>他方、改正後の法第25条の4が協力義務を課す「近隣電気通信事業者」は、第一種指定電気通信設備設置事業者に限られないものと存じます。電力系事業者、ケーブルテレビ事業者、地方公共団体等が含まれ得ると考えます。これらの者に対しては、法第33条の接続義務も、接続約款に基づく設備設置場所の提供の制度も及びません。したがって、協力の範囲に何が含まれるかは、専らガイドラインの</p>	<p>(意見12に対する考え方)</p> <p>○ 御意見については、本省令（案）等の意見募集の対象外です。</p> <p>○ なお、三次答申P17のとおり、近隣電気通信事業者による「必要な協力」の内容については、制度上限定はされておらず、個別具体的な状況に応じた様々なものが想定され、現時点で網羅的にガイドライン等でその内容を記載することは困難であり、今後の制度の運用状況を踏まえながら必要に応じて具体化していくことが適当と考えます。</p>	無

定めに委ねられることとなります。

当社が現に受けた説明は、次の二つでございます。① 自社にダークファイバがない。② 技術的理由により二芯単位でしか貸せない。①は保有状況の申告のみで応諾を免れるものであり、②は必要量の二倍の調達を強いるものでございます。いずれも、応諾を免れる「正当な理由」の範囲が定まっていないために生じております。

第一種指定電気通信設備については、こうした事態が接続約款及び接続料規則により規律されております。指定設備設置事業者でない近隣事業者について、これに準じた規律が及ばないとすれば、最終保障提供責務の担い手は、結局のところ指定設備設置事業者に限られることとなりかねず、複数の電気通信事業者が連携して役務の提供を確保するという制度の趣旨と整合しないおそれがあるものと考えます。

次に、通信用建物への自前線路の引込みについて申し上げます。当社は、相互接続のためにNTT東西の通信用建物内へ自前の光ファイバを引き込もうとした際、接続自体は拒まれないものの、建物内への自前設備の敷設（引込管路・空間の利用）が認められず、物理的な接続に至らない事案に直面いたしました。

この点に関し、当社が行った電気通信事業法第128条に基づく土地等の使用の協議の認可申請は、「事業者間接続に関する事柄」であるとして返戻されております。同条は「他人の土地等」の所有者に対する使用权の設定の協議を認める規定でございますから、電気通信事業者相互間の関係は法第33条の接続制度により処理すべきである、という整理はあり得るものと存じます。

もっとも、そうであるならば、接続約款上、接続事業者が自ら敷設した線路を通信用建物に引き込むこと（引込管路、とう道及び局内配線の利用）が提供の範囲に含まれるか否かが、明らかにされる必要があると考えます。いずれの制度にも含まれないとすれば、芯線は借りられるが自ら敷く道は開かれていない、という状態が残ることとなります。

【求める対応】

- ① ガイドラインにおいて、法第25条の4の協力の範囲に、第一種指定電気通信設備について接続約款上既に制度化されている事項（設備設置場所の提供、電柱への添架、光ファイバ芯線の貸与）に準じた内容が含まれ得る旨を明記していただきたく存じます。あわせて、応諾を免れる「正当な理由」から、設備を保有していない旨の申告のみによる場合及び貸出しの単位に関する技術的理由のみによる場合を除く旨を、明らかにしていただきたく存じます。
- ② 接続事業者が自ら敷設した線路を第一種指定電気通信設備設置事業者の通信用建物に引き込むこと（引込管路、とう道及び局内配線の利用）が、接続約款上の提供の範囲に含まれるか否かを明らかにしていただきたく存じます。含まれないのであれば、その理由と、これに代わる手続をお示しいただきたく存じます。
- ③ 電気通信事業法第128条に基づく協議の認可申請を「事業者間接続に関する事柄」として返戻する運用について、同条と法第33条の適用関係を整理してお示しいただきたく存じます。
- ④ 本年8月12日付けで提出いたしました三次答申（案）に対する意見2及び意見6について、その後の検討状況を明らかにしていただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

<p>(意見13)</p> <p>【要旨】</p> <p>「必要な協力」の対価が交付金の算定の対象に含まれる方向で検討されるのであれば、その対価の原価は、貸出元の自己申告のみに依拠せず検証される必要があると考えます。対価の内訳の提出と、その検証の仕組みを制度に組み込んでいただきたく存じます。</p> <p>【詳細】</p> <p>第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の第10条第2項は、設備管理部門の原価について「能率的な経営の下における適正な原価として算定する」ものとしております。「必要な協力」の対価が交付金の算定の対象に含まれるのであれば、当該対価にも同じ規律が及ぶ必要があるものと存じます。</p> <p>もっとも、総括原価方式は、原価が大きいほど貸出元の利潤が増える構造を内包いたします。参考として、接続に係る作業単金は約款上 6,706 円/時である一方、貴省がお示しになった労務費（法定福利費込み、約 34,639 円/日）の時給換算は約 4,329 円であり、その差の内訳は示されておりません。当社は令和8年6月1日付けで貴省に照会を申し上げましたが、ご回答をいただいております。なお、当該作業単金の算定の根拠に係る行政文書につきましては、令和8年9月9日付けで開示決定通知書（総基料第127号）を受領しております。</p> <p>委託費についても、資本関係及び定義上の出向の有無のみで検証を終えるのではなく、転籍・退職再雇用を含む人材の異動を踏まえた実質的な関係を考慮する必要があると考えます。</p> <p>また、設備側の費用が卸・接続の採算を左右することは、光コラボレーション事業者が多数に上る一方、ダークファイバによる自前網の構築がほぼ皆無であるという実態が示しております。当社の試算では、ダークファイバ接続料（1芯当たり 1,800 円から 2,800 円）それ自体は、光コラボレーションで同等の回線を調達する場合の卸価格を下回りますが、これにOLT等の局内設備費、局舎電力・コロケーション費用及び保守費を加えた総調達額は、当該卸価格を上回ります。接続料が低廉であっても、自前で構築する道は開かれておりません。協力の対価についても、同じ構造が生じないようにしていただきたく存じます。</p> <p>【求める対応】</p> <p>① 「必要な協力」の対価を交付金の算定の対象に含める場合には、当該対価が「能率的な経営の下における適正な原価」に基づくものであることを確認する手続を、あわせて定めていただきたく存じます。</p> <p>② 仮に①が困難である場合には、第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の第18条（原価の算定根拠の整理）の各号に、「近隣電気通信事業者に支払った必要な協力の対価の額及びその内訳」を整理事項として加えていただきたく存じます。整理事項を一号加えるにとどまり、算定方法自体の変更を伴わないものと存じます。</p> <p>③ 委託費及び労務費の単価の妥当性について、資本関係のみならず人材の異動を含む実質的な関係を踏まえた検証を行い、その結果を公表していただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【日本先進通信株式会社】</p>	<p>(意見13に対する考え方)</p> <p>○ 御意見については、本省令（案）等の意見募集の対象外です。</p> <p>○ なお、御意見のような検証を可能とするため、三次答申P52のとおり、「最終保障電気通信事業者において、「協力の対価」として第二種交付金の原価として算定した額が、自ら設備を設置するとした場合に要すると見込まれる費用の額よりも少ないことを疎明する等の方策を併せて検討することが適当」とされています。</p>	<p>無</p>
--	--	----------

■（２）電話における規定の整備（第40条の３～第40条の４の４等）に対する意見

意 見	考え方（案）	案の修正
<p>（意見14） （電話のユニバーサルサービス交付金制度について）</p> <p>○現行の加入電話の交付金算定において、その算定対象を回線単価上位4.9%の収容局に限定しているのは、固定電話市場が一部の不採算地域を除き、サービスの採算を確保できる競争市場であるとしたうえで、競争の行われていない不採算地域の赤字に限定して補填を行うという考え方に基づくものと認識しています。</p> <p>○一方で、固定電話（加入電話及びドライカップ等を用いた他社直収電話）の縮退が進み、契約者数はピーク時に比べ約8割減少するとともに、他社の撤退により、現時点で直収電話を提供する競争事業者は1社のみ（当該事業者も2029年度末にはサービス終了予定）となっている状況を踏まえれば、固定電話市場は、基本的には、すでにエリアによらず競争事業者が加入電話と同様の設備形態（固定回線）で新規参入することが想定されない不採算な市場になっていることから、他事業者の撤退を待つことなく早急に、現行の回線単価上位4.9%の高コスト地域に限って費用補てんを行う整理については見直すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】</p>	<p>（意見14に対する考え方）</p> <p>○ 御意見については、三次答申P30のとおり、「LRIC方式により算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、不採算地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置については、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する競合サービスの撤退が確実であること等も踏まえ、実際に終了するまでの間に、当該措置の見直しを検討することが適当」と考えます。</p>	無
<p>（意見15）</p> <p>第一種適格電気通信事業者の指定基準を90%以上とする制度設計に当たっては、都道府県単位の充足率だけでなく、残る未提供地域の状況を継続的に把握できる仕組みを併せて整備することを希望します。特に山間部、離島、過疎地域等について、市区町村単位等で未提供地域及び最終保障提供の状況を把握し、可能な範囲で公表することが望まれます。人口・世帯数に加え、事業所、学校、医療・福祉施設、防災拠点等の存在も踏まえ、通信環境の不足が地域の事業活動、雇用、教育、防災等の制約として固定化しないよう、制度施行後の検証を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ビジネス・アクションクラブ】</p>	<p>（意見15に対する考え方）</p> <p>○ 第一種適格電気通信事業者の指定基準としてのエリアカバー率については、三次答申P32のとおり、令和7年法改正において、「電話についても、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供しうるものとして、新たに「担当支援区域」の仕組みを導入することとしている」ことを踏まえ、「交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者にはサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを求めている」ものです。</p> <p>第一種適格電気通信事業者の指定基準として、都道府県ごとに90%以上としています。これにより直ちに10%の地域が未提供地域となるものではありません。</p>	無
<p>（意見16）</p> <p>第一種交付金の算定方法の見直しについては、山間部、離島その他の高コスト地域におけるサービス継続性への影響を、施行前後で検証できる仕組みを設けることを希望します。特に、制度変更により地域間の通信環境又は料金負担に不均衡が生じないか、事業者の設備維持・更新判断にどのような影響が生じるかを確認し、必要に応じて運用上の調整や経過的な対応を検討できるようにすることが重</p>	<p>（意見16に対する考え方）</p> <p>○ 2σの措置を終了する第一種交付金の算定方法の見直しについては、電話のユニバーサルサービスに係る赤字に対する補填の割合を引き上げるものであり、NTT東西に対して自主的な固定電話サービス維持へのインセンテ</p>	無

<p>要です。ユニバーサルサービス料への影響と、地方での持続可能なサービス提供の双方を継続的に検証してください。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人ビジネス・アクションクラブ】</p>	<p>ィブを付与することで、高コスト地域におけるサービス継続性を維持することにつながるものと考えますが、今後の交付金制度の検討・整備に当たっては、三次答申P23のとおり、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていく」ことが適当と考えます。</p>
<p>(意見17)</p> <p>【要旨】</p> <p>省令案は、事業者の地位の承継については規定を置く一方、利用者側の契約名義の承継については規定を置いておりません。メタル設備の撤去に伴う移行の局面で、契約名義の不一致という形式的な事由により利用者が役務及び電話番号を失うことのないよう、貴省が既にお示しになった取扱いをガイドラインに明記していただきたく存じます。</p> <p>【詳細】</p> <p>別紙2の第40条の8の5の2は、「第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合」の手続を定めております。また、第16条の3は、届出契約約款に定めるべき事項として「最終保障電気通信役務の提供の終了に係る手続」及び「最終保障電気通信役務の提供の終了条件」を掲げております。他方、利用者の側の契約名義の承継については、規定が見当たりません。</p> <p>当社は、合併により権利を承継した法人が、旧名義（消滅法人）のままでは移行を拒まれ、名義を変更しようにも旧代表者印の押印が物理的に不可能である、という事案に現に直面しております。本件は、令和7年12月15日付けで貴省（北海道総合通信局経由）に照会を申し上げました。</p> <p>これに対し、貴省からは令和8年4月30日付けで、登記簿謄本等により権利の承継が確認できる場合には名義の変更が可能であり、消滅法人の押印は要しないとNTTから聞いている旨のご回答をいただいております。もっとも、当該取扱いは公表された規範として存在するものではございません。また、名義の変更後に光回線電話へ移行する場合には新規の申込みが必要とされ、従前の電話番号を継続して利用することができるか否かについては、ご回答をいただいております。</p> <p>同様の事態は、過去にも生じております。2001年のADSL導入期において、電話加入権者とADSL申込者の名義が一致しないことを理由とする開通拒絶が広く発生し、普及の隘路となったものと承知しております。PSTNマイグレーションという転換期において、同じ形の壁が再び現れているように見受けられます。</p> <p>メタルの撤去は事業者側の都合による設備の変更でございますから、その移行の局面で、形式的な名義の要件により利用者が役務及び電話番号の継続利用を失うことは、相当でないと考えます。</p> <p>【求める対応】</p> <p>① 別紙1の4頁に予告されているガイドラインにおいて、登記事項証明書等により権利の承継及び同一性が確認できる場合には、旧契約者の押印等を要せず名義の承継を認める取扱いを明記していただきたく存じます。これは、貴省が令和8年4月30日に既にお示しになった取扱いを明文化するものであり、新たなご判断を要しないものと存じます。</p> <p>② 名義の承継が認められた場合において、光回線電話への移行に際し従前の電話番号を継続して利</p>	<p>(意見17に対する考え方)</p> <p>○ 御意見は、NTT東西が行う固定電話サービスの移行に関するものであり、最終保障提供制度固有の話ではないことから、本省令（案）の意見募集の対象外と考え、御意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

<p>用することができるか否かを、明らかにしていただきたく存じます。</p> <p>③ あわせて、第16条の3に定める「最終保障電気通信役務の提供の終了に係る手続」の解釈として、名義の不一致のみを理由として移行を拒むことが「正当な理由」に当たらない旨を、ガイドラインにおいて明確にいただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【日本先進通信株式会社】</p>		
--	--	--

■（３）ブロードバンドサービスにおける規定の整備（第40条の５～第40条の７の10 等）に対する意見

意 見	考え方（案）	案の修正
<p>（意見18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新電気通信事業法施行規則第十四条の五第一項柱書において、「五事業年度ごとに『当該』事業年度経過後五月以内に」と規定しているが、この『当該』が指し示す事業年度は何を指しているのか。「『事業年度』ごとに当該事業年度」と用いている場合の『事業年度』については特定の事業年度を指している用例しかなく、「複数の事業年度ごとに『当該』事業年度」としている例がないため、『当該』事業年度が複数の事業年度のそれぞれを指しているのか五事業年度目の事業年度を指し示しているのか明らかなではないことから不適切ではないか。例えば、「五事業年度ごとに『これらの事業年度の最後の事業年度』経過後五月以内に」などと明確にして規定してはどうか。 ・新電気通信事業法施行規則第四十条の六の二において「・・・、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は『第二項』の規定による特別支援区域の指定を行い、・・・」と規定しているが『第二項』の直前の「の規定による一般支援区域の指定」で「同条」のグルーピングが切れているため『同条第二項』と規定すべきではないか。 ・新電気通信事業法施行規則第四十条の六の三において「・・・が第四十条の六の七第二項『第一号、第二号又は第三号』に該当しなくなつた場合において、・・・、引き続きそれぞれ第四十条の六の七第二項第一号、第二号又は第三号に該当するものとみなして、・・・。」と規定しているが、前段については必ずしも対応関係を明らかにする必要が無いため、「第四十条の六の七第二項『各号のいずれか』に該当しなくなつた場合において」と規定すればよいのではないか。 ・新電気通信事業法施行規則第四十条の七の十第二号において「次『のイからリまで』に掲げる電気通信役務」と規定しているが、今回改正する電気通信事業法施行規則第四十七条の七の二を除き、例えば、第四条の二第三項第十九号等のように号の細分のすべてを指す場合には単に「次『』に掲げる事項」と規定しているため、省令中の平仄の観点から、「次に掲げる電気通信役務」と規定してはどうか。 <p style="text-align: right;">【個人 B】</p>	<p>（意見18に対する考え方）</p> <p>○ 御意見を踏まえ、修正いたします。</p>	有
<p>（意見19）</p> <p>bb ユニバ費用が節減されることに期待します</p> <p style="text-align: right;">【匿名 C】</p>	<p>（意見19に対する考え方）</p> <p>○ 三次答申P22のとおり、今後もユニバーサルサービスを提供するための「ネットワークは維持する必要がある一方で、人口減少や過疎化の進行に伴い、利用者の数は減少傾向にあると想定される」ことから、「ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題」となっています。このため、「ユニバーサルサービス交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信</p>	無

	<p>環境を実現していくべき」と考えます。</p> <p>その上で、三次答申P23のとおり「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ」、「過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていく」ことが適当と考えます。</p>	
<p>(意見20)</p> <p>【要旨】</p> <p>第二種交付金によりN T T東西の光ファイバの費用を補填する場合に、同一の費用を接続料及び卸料金でも回収する事態を排除する仕組みが、今回の制度整備に見当たりません。当社は本年8月12日付けで、三次答申（案）に対し同旨の意見を提出いたしました。その後の検討状況を明らかにしていただくとともに、当該仕組みを第二種交付金及び第二種負担金算定等規則に規定していただきたく存じます。</p> <p>【詳細】</p> <p>当社は、当該光ファイバを卸（光コラボレーション）及び接続（加入光ファイバ・ダークファイバ）により調達しております。同一の設備の費用について、交付金と、当社が支払う接続料・卸料金という二つの回収の経路が併存しております。</p> <p>重複を排除するという発想は、第二種交付金及び第二種負担金算定等規則に既に条文の形で置かれております。当社が確認できた限りでは、次の三つでございます。</p> <p>① 第15条第3項ただし書は、「地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けて更新した設備であって当該設備の固定資産の帳簿価額が圧縮記帳により減額されていないものの減価償却費は、当該各号に掲げる事由による設備の更新に係るものに含まないこととする。」としております。補助と原価の重複を排除する規律でございます。</p> <p>② 第17条第2項第3号は、「担当第二種支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額」を、収益として控除するものとしております。他の電気通信事業者に設備を使用させて得た収益を控除する規律でございます。</p> <p>③ 第27条は、負担金の側の収益の額の算定について、「当該電気通信役務の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。）」としております。接続及び卸により取得する金額を収益として観念する定義が、現に置かれております。</p> <p>しかしながら、固定端末系伝送路設備（光ファイバ）について、接続料収入及び卸料金収入を控除する規定は、見当たりません。第6条式（一般支援区域及び第5条第1項第2号イに掲げる特別支援区域）においては、収益の側が「施行規則第四十条の六の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値」、すなわち別紙4の告示に定める月額3,869円という擬制された額に置き換えられております。第7条式においても、第17条第2項第1号の「全国平均収益額」によることとされており、当該設備から現に得ている接続料収入及び卸料金収入がそのまま控除される仕組みとはなっておりません。</p>	<p>(意見20に対する考え方)</p> <p>○ 情報通信審議会「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月28日）において、接続料の算定方法については、「第二種交付金の具体的な算定方法や、交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、ワーキンググループの検討過程で提案された支援区域において別の接続料（加算料）を設定する要否も含め、総務省において検討を継続することが適当」と示されたことも踏まえ、今後検討して参ります。</p>	無

<p>また、第9条第2項は、原価を「設備管理部門（接続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。）及び設備利用部門（同項第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。）ごとに算定する」としており、接続会計規則の部門区分を参照しております。原価の区分において接続会計規則を参照しながら、接続料原価との突合の方法が示されていないことは、整合を欠くように思われます。</p> <p>なお、「接続料」の語は、別紙2（全62頁）に一度も現れず、「補助金」及び「圧縮記帳」の語も、別紙1の概要には現れません。</p> <p>本意見は、二重回収が現に生じていると申し上げるものではなく、これを排除する仕組みが案文に示されていないことを指摘するものでございます。仮に、交付金が収支差を補填する設計であり、接続料収入及び卸料金収入が既に収益として算入されているのであれば、その旨を明記していただければ足りります。控除か収益算入かの別、その対象範囲（取得原価、維持費、共通費の配賦分）、及び接続料原価との突合の方法が示されない限り、後発事業者は、自らが支払う接続料及び卸料金に、補填済みの費用が重ねて含まれていないことを確認する術を持ちません。</p> <p>【求める対応】</p> <p>① 第二種交付金の補填の対象となる費用と、接続料規則上の接続料原価及び卸電気通信役務の料金の算定の基礎との関係を整理し、同一の費用が重ねて回収されない仕組みを、第二種交付金及び第二種負担金算定等規則に規定していただきたく存じます。第17条第2項第3号は、海底ケーブル及び陸揚局について既に同趣旨の規律を置いておりますので、同項に、固定端末系伝送路設備を他の電気通信事業者に接続又は卸により使用させて得た収益に係る一号を加えることが考えられます。</p> <p>② 仮に①が困難である場合には、第18条（第七条式により算定した原価の算定根拠の整理）の各号に、次の趣旨の一号を加えていただきたく存じます。「当該担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備に係る費用のうち、接続料の原価又は卸電気通信役務の料金の算定の基礎に算入している額」。同条は算定の根拠として整理すべき事項を定めるものでございますから、整理事項を一号加えるにとどまり、算定方法自体の変更を伴わないものと存じます。</p> <p>③ 別紙4の告示に定める「平均的な収入見込額」（月額 3,869 円）について、その算定の根拠と、当該設備に係る接続料収入及び卸料金収入との関係をお示しいただきたく存じます。同額は今回の改正において据え置かれておりますが、第6条式における収益側の全部を構成するものでございます。</p> <p>④ 本年8月12日付けで提出いたしました「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 三次答申（案）」に対する意見1について、その後の検討状況を明らかにしていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【日本先進通信株式会社】</p>		
<p>（意見21）</p> <p>【要旨】</p> <p>担当支援区域及び担当第二種支援区域の指定は行政庁の処分でございますから、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定し、公表していただきたく存じます。</p> <p>【詳細】</p>	<p>（意見21に対する考え方）</p> <p>○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>今回の整備により、事業者が自ら申請した区域について指定を受ける仕組みが導入されるものと承知しております。別紙2の第40条の7の2及び第40条の7の3は、その申請の様式及び添付書類を定めております。他方、申請に対する処分までの期間についての定めは、見当たりません。</p> <p>指定が遅れれば、当該区域における交付金の交付も、事業者の投資判断も止まることとなります。とりわけ、申請に当たっては、財務諸表、第二号基礎的電気通信役務収支表、会計監査人による証明書類、収益及び費用の配賦の基準を記載した書類といった相当量の資料の提出が求められております。標準的な所要期間が示されなければ、これらの準備をいつまでに整えるべきかの見通しが立ちません。</p> <p>当社は、電気通信番号使用計画の認定について、令和7年4月1日に確認済みの計画を送付した後、約5か月半にわたり応答が途絶し、令和8年2月25日付けで不認定（総基番第35号）とされた経験がございます。この間、令和7年10月1日及び同年11月21日の二度にわたり標準処理期間の提示を求めましたが、ご回答をいただいております。令和7年11月10日には「当室に現時点で何かお伝えできるようなスケジュールが有るわけではなく」とのご説明をいただいております。</p> <p>なお、令和8年9月1日付けで提出いたしました電気通信番号使用計画認定申請につきましては、同月8日に補正のお求めをいただき、その回答期限として令和8年10月9日という具体的な日をお示しいただきました。行政の側が期限を明示することが可能であることは、この対応が示しているものと存じます。申請者の側にも、同様の予測可能性を与えていただきたく存じます。</p> <p>事業者間協議それ自体に標準処理期間を課することが困難であることは承知しております。他方、担当支援区域及び担当第二種支援区域の指定は行政庁の処分でございますから、行政手続法第6条に基づく標準処理期間の設定及び公表は、貴省のご判断のみで直ちに可能と存じます。</p> <p>【求める対応】</p> <p>① 担当支援区域及び担当第二種支援区域の指定について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定し、公表していただきたく存じます。</p> <p>② 仮に①が困難である場合には、設定の可否及びその時期について、意見に対する考え方においてお示しいただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【日本先進通信株式会社】</p>		
<p>（意見22） （ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度について）</p> <p>○公設設備の譲受にあたっては、譲受に先立ち、対象設備の調査や第三者への占有申請の変更等の手続き、設備管理システムの改修等の移行対応を自治体・事業者の双方において行うことが必要となります。一方で、これらの移行対応に要する費用については、現行の交付金の支援対象外となっているため、その費用を自治体予算あるいはブロードバンドサービスの収益で賄うことができない場合は譲受を進めることが困難となるケースがあります。そのため、公設設備の譲受の更なる促進を図る観点から、これらの移行対応に要する費用についても、ユニバーサルサービス交付金等による支援対象とすることを引き続きご検討いただきたいと考えます。</p> <p>○離島へのサービス提供のために利用している海底ケーブルについて、維持が困難である点は公設に限らず民設も同様であり、民設の海底ケーブルを利用した提供区域も多く存在することから、民設</p>	<p>（意見22に対する考え方）</p> <p>○ 御意見については、本省令（案）等の意見募集の対象外ですが、第二種交付金の費用算定の対象については、第二種交付金及び第二種負担金の額に影響することから、慎重に検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>の海底ケーブルの費用全てを交付金原価の対象にすることについてもご検討いただきたいと考えます。</p> <p>○三次答申案で示された最終保障交付金の算定方法の整理の方向性を踏まえ、現行の第二種交付金の算定方法に関しても、可能な範囲で最終保障電気通信役務に対する交付金と同一の方法を用いる等、算定に係る事業者負担の軽減に向けた見直しについては、引き続きご検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社】</p>		
<p>(意見23)</p> <p>報告頻度の緩和は事業者の事務負担軽減に資する一方、人口移動、事業所の増減、地域開発、災害その他の事情により通信需要や提供状況が短期間に变化する地域を把握しにくくなる可能性があります。事業者新たな定期報告負担を課すのではなく、公的統計、自治体が保有する情報、既存の事業者報告等を活用し、提供状況に大きな変化が生じた場合には必要な情報を更新できる仕組みを設けるなど、事業者負担の軽減と地域の実態把握を両立する運用を希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人ビジネス・アクションクラブ】</p>	<p>(意見23に対する考え方)</p> <p>○ 報告頻度の緩和については、三次答申において、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ、効率的な運用の在り方について検討が行われた結果を踏まえたものです。</p>	無
<p>(意見24)</p> <p>今回の改正では、令和8年度の第二種交付金の規模が、総額約 1.5 億円（一回線当たり年額で2円）となっている現状や事後的に「担当支援区域」の指定の追加・解除を申請することができる仕組み（いわば「手挙げ制」）の導入等に鑑み、事業者のインセンティブ向上を目的に、公設設備から民営設備への移行区域や公設海底ケーブルを要する区域について、特別支援区域の対象拡大や継続支援に係る措置が講じられており、採算の確保が困難な地域における第二号基礎的電気通信役務の提供確保に向けた制度整備が図られているものと理解しております。</p> <p>その方向性自体に異論はありませんが、大幅な規制緩和により、支援対象となる区域が 1.7 万町字から 3.8 万町字へと拡大することが見込まれています。急速な交付金規模拡大が懸念される中、新たなユニバーサルサービス制度の持続的かつ安定的な運用を確保する必要があることから、今後、以下についても継続的に検討が必要と考えます。</p> <p>過度な国民負担を抑制するための交付金規模適正化に向けた継続的な見直しの必要性</p> <p>光ファイバ未整備地域が全国に約160万世帯残存していることに加え、公設海底ケーブルを利用する地域や大幅赤字地域等が新たに第二種交付金及び最終保障提供責務に係る交付金の支援対象となることに伴い、今後の交付金規模が大幅に拡大する可能性があります。</p> <p>特に、全国の「大幅赤字地域」は1,661町字（公設地域及び未整備地域との一部重複を含む）に及び、NTT東日本及びNTT西日本（以下、両社を総称して「NTT東西」という。）が第二種適格電気通信事業者として申請した「大幅赤字地域」は、その全体の約84%を占める※こととなります。今後未整備地域等における交付金規模の拡大が見込まれる中、NTT東西が経営判断で自ら参入する既設エリアを補填対象とすることについては交付金規模の拡大状況等に鑑み、不断の見直しが必要と考えます。</p> <p>例えば、過大となる交付金規模抑制のためには、実際のユニバーサルサービス料の推移を事後的に注視するだけでなく、過去の支援実績、今後の整備計画、需要予測及び対象回線数等のデータに基づ</p>	<p>(意見24に対する考え方)</p> <p>○ 前段の御意見は本省令（案）に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見については、第二種交付金の算定方法の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 「大幅赤字区域」における第二種交付金の見直しに関する御意見については、三次答申P41注釈のとおり、当該区域における第二種交付金の見直しを行わなければ、当該区域における「自主的な設備の整備が進まず、政府目標の実現の妨げとなるおそれ」があります。また、当該区域を含む競争が生じていない区域において、「いずれの事業者に対しても同等に、総務省がモデルにより算定した区域ごとの赤字額に基づき算定する第二種交付金を交付することが、当該区域における公正な競争の維持に直ちに影響を生じさせるとまでは考えにくい」とされています。</p> <p>○ 交付金の規模に関する御意見については、三次答申P23のとおり、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう」引き続き検討してまいります。</p>	無

<p>き、制度全体の将来的な交付金規模をあらかじめ試算し、その妥当性を十分に検証することが必要不可欠です。</p> <p>当該試算の結果、交付金規模の大幅な拡大が見込まれる場合には、利用者負担を抑制する観点から、支援対象となる区域・事業者の範囲、交付要件及び交付金の算定方法等について速やかに検証し、必要な見直しを機動的に行うことができる仕組みを、あらかじめ検討することが必要と考えます。</p> <p>制度全体としての交付金規模を適正な範囲に維持する観点から、中長期的には、電話ユニバーサルサービスにおけるメタル回線の巻取りや代替サービスへの移行の進展を踏まえ、電話及びブロードバンドに係る交付金制度の整理・統合に向けた検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>ユニバーサルサービス交付金制度は、お客様にご負担いただく「ユニバーサルサービス料」を実質的な原資として成り立つ制度であることから、交付金規模を一定の適正範囲に収め、過度な国民負担の増加を回避できるよう、不断の見直しが必要と考えます。</p> <p>※ 1,661町字は、総務省「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第8回）資料（令和6年6月11日）『ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における「区域指定」に係る制度整備（案）について』」における、大幅赤字地域数。</p> <p>約84%は、令和7年10月28日電気通信事業部会（第160回）資料「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について」におけるNTT東西の大幅赤字地域数合計（1,390町字＝NTT東日本852町字＋NTT西日本538町字）を用い、$1,390 \div 1,661$により当社算出。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>（意見25）</p> <p>改正前の電気通信事業法施行規則第40条の4の5第1項第5号ロでは、特別支援区域を含む場合に「特別支援区域整備・役務提供計画書」の提出が義務付けられている一方、改正後の第40条の7の2第4項では、総務大臣が必要に応じて提出を求めることができるとされています。</p> <p>当該計画書には、各区域の需要や達成すべき電気通信回線設備の規模や役務提供開始時期等が記載されることから、面的な整備需要の把握、2027年度末までの光ファイバ世帯カバー率99.9%という政府目標に対する進捗管理並びに交付金規模の試算及び検証に有益であると考えます。</p> <p>したがって、少なくとも上記政府目標が達成されるまでは適格電気通信事業者の申請の際に提出を求めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>（意見25に対する考え方）</p> <p>○ 現行の「特別支援区域整備・役務提供計画書」は、特別支援区域における未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の状況を把握して特別支援区域における回線規模の要件を引き上げることの検討等に資する観点から提出を求めているものですが、回線規模報告等により一定の情報は把握できることから、全ての特別支援区域について提出を求めるのではなく、総務大臣が担当支援区域を指定するにあたり必要な場合にその提出を求めることとするものです。</p>	<p>無</p>

■（４）その他の意見

意 見	考え方（案）	案の修正
<p>（意見26）</p> <p>・改正省令案附則第二条においては新電気通信事業法施行規則第四十条の三の四第一項、附則第三条においては新電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に係る経過措置を規定しているところ、附則第四条において新電気通信事業法施行規則第十四条の五第一項に係る経過措置を規定するのは規定順になっておらず不自然であるため、附則第四条を附則第二条に繰り上げて規定すべきではないか。</p> <p>【個人B】</p>	<p>（意見26に対する考え方）</p> <p>○ 御意見を踏まえ、修正します。</p>	有
<p>（意見27）</p> <p>ユニバーサルサービスの要件が引き下げれば、ユニバーサルサービス料も引き下げるべきである。</p> <p>【匿名G】</p>	<p>（意見27に対する考え方）</p> <p>○ 三次答申P22のとおり、今後もユニバーサルサービスを提供するための「ネットワークは維持する必要がある一方で、人口減少や過疎化の進行に伴い、利用者の数は減少傾向にあると想定される」ことから、「ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題」となっています。このため、「ユニバーサルサービス交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべき」と考えます。</p> <p>その上で、三次答申P23のとおり、「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ」、「過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていく」ことが適当と考えます。</p>	無
<p>（意見28）</p> <p>今回の改正案において、第一種交付金の算定における補填制限措置（2σ）の終了や、第二種交付金における特別支援区域の拡充、最終保障提供責務の履行に伴う赤字補填の導入など、交付金による補填範囲の拡大が盛り込まれている点について意見を提出します。</p> <p>全国どこでも安定した通信環境を維持することの重要性は理解しますが、補填対象の拡大が交付金総額の膨張を招き、最終的に国民・利用者が負担するユニバーサルサービス料の引き上げにつながる事態は断じて避けなければなりません。</p> <p>審議会の三次答申案においてもユニバーサルサービス料への影響に配慮する方針が掲げられているとおり、交付金の算定にあたっては、対象事業者の徹底した経営効率化とコスト削減努力を大前提とし、過大な補填が生じないよう原価の妥当性を厳格に検証すべきです。</p>	<p>（意見28に対する考え方）</p> <p>○ 三次答申P22のとおり、今後もユニバーサルサービスを提供するための「ネットワークは維持する必要がある一方で、人口減少や過疎化の進行に伴い、利用者の数は減少傾向にあると想定される」ことから、「ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題」となっています。このため、「ユニバーサルサービス交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信</p>	無

<p>事業者の中には安易に補助金を期待し、自らの企業努力を放棄しているケースも見受けられるため、安易なバラマキを避け、真に自立を目指す事業者に限定した支援に改める必要があります。</p> <p>安易な国民負担の転嫁や増額を招くことのないよう、厳格な審査基準の運用と透明性の高い検証プロセスの徹底を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 B】</p>	<p>環境を実現していくべき」と考えます。</p> <p>その上で、三次答申P23のとおり、「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ」、「過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていく」ことが適当と考えます。</p>	
<p>(意見29)</p> <p>「すみやかにインターネットにより」報告等をする様に規定があるが、政府は インターネットが常時使えると思っているのだろうか?災害やセキュリティ問題など、インターネットが長期間不可能になる場合があるのは、先の震災や マイクロソフトのアップデート失敗例を見れば明らかだろう。高市総理大臣は インターネットに引き籠もっているという噂も有るが、それが止まったら どうなるのか、考えもしていないのか?問題が起きた時に わざわざ困る様な法律を作るべきではない。大体手段を規定すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 A】</p>	<p>(意見29に対する考え方)</p> <p>○ 御意見については、基礎的電気通信役務支援機関による公表の方法に関するものであり、御懸念は当たらないものと考えます。</p>	無
<p>(意見30)</p> <p>現在、日本は急速な人口減少と深刻な人手不足に直面しています。それにもかかわらず、地面に電柱を立てて長い電線を引くような「時代遅れの古いルール」を強制し続けることは、現場の負担を増やし、利便性の高いデジタル社会への進化を退化させる原因になっています。山奥に住む高齢者のひとり暮らし世帯などに対しても、工事不要でコンセントに挿すだけで即座にインターネットや電話がつながる「ホームルーター（アダプター）」のような最新のワイヤレス技術を、もっと迅速かつ柔軟に活用できるようにすべきです。</p> <p>時代遅れの規制の即時撤廃とスピード感のある改革人手不足のなかで通信会社は無駄な負担をかける古いルールは、法改正を待つまでもなく、即時に廃止または運用を停止すべきです。デジタル技術の進化を妨げるような古い強制をなくし、民間の便利な技術がすぐに現場へ届くような環境を最優先で整えてください。ワイヤレス技術（ホームルーター等）の積極的な活用と普及山奥や離島などの地域においては、高いコストがかかる有線（光ファイバー等）の整備にこだわるのではなく、配達人が直接アダプターを届けてその場でつなぎ替えるだけで完了するような、ホームルーター等のワイヤレス通信を原則とした仕組みへ大胆に切り替えるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 D】</p>	<p>(意見30に対する考え方)</p> <p>○ 御意見については、本省令（案）等の意見募集の対象外です。</p> <p>○ なお、一般論としては、今後も技術の動向に応じて適時適切に制度の見直しを図ることが適当であると考えます。</p>	無
<p>(意見31)</p> <p>本省令案等の公表および意見募集にあたり、総務省による通信市場への歪んだ介入、ならびに大手通信事業者の利権的運用によって国民・庶民が被っている甚大な不利益に対し、以下の通り強く意見を提出いたします。</p> <p>1. 「還元制限」を行うのであれば、基本プラン料金や不当な各種手数料に「プライスカップ（価格上限）」を課すべきである</p>	<p>(意見31に対する考え方)</p> <p>○ 御意見については、通信サービスの料金等に関するものであり、本省令（案）等の意見募集の対象外です。</p>	無

<p>現代において電気通信（電話・インターネット）は、電気・水道・ガス等と同等以上に生命・生活の維持に不可欠な「絶対的な最優先インフラ（事実上の公共料金）」です。</p> <p>総務省が端末値引きや還元だけに厳しい規制（上限）をかける一方で、大手キャリアの基本プラン料金や各種事務手数料・手続き費用は事業者の言い値・高止まりのまま放置されています。</p> <p>端末還元を規制して事業者の持ち出しを抑えさせるのであれば、その分を国民に還元させるべく、月額基本料金や各種手数料に対して直接的なプライスカップ（価格上限）を課するのが筋です。事業者の利益保護にしかっていない現状の歪んだ規制を断じて許すことはできません。</p> <p>２．大手キャリアによる経済圏・セット割引等のあらゆる「囲い込み戦略」の全面禁止</p> <p>大手の優位性を固定化させている本質は、通信回線だけでなくクレジットカード、ポイント還元、光回線、各種経済圏サービスを複雑に絡めた「囲い込み（ロックイン）」です。</p> <p>MNP（番号ポータビリティ）制度は、本来ユーザーが自由に事業者を選び直せるようにするために導入されたはずです。しかし、大手による重層的な囲い込みと総務省による過剰な値引き規制が相まって、国民が乗り換えるメリットや自由度が完全に奪われ、MNP 制度そのものが形骸化しています。</p> <p>大手による抱き合わせ・経済圏による囲い込み施策を厳格に禁止・排除することこそ、官が取り組むべき公正な競争環境の整備です。</p> <p>３．料金のプライスカップや囲い込み禁止を行わないのであれば、還元や端末価格の過剰規制を即刻撤回し完全自由化すべきである</p> <p>事業者の料金構造や囲い込みに切り込めないまま、中途半端に端末価格や還元だけに官が規制・制限を加えた結果、何が起きたか直視すべきです。</p> <p>MVNO（格安スマホ）の低迷： 独自の還元や魅力的な端末セット販売で価格破壊を起こそうとしていた格安スマホ事業者の成長の芽が摘まれ、市場の停滞と事業者の疲弊を招きました。</p> <p>大手寡占の深化と国民負担増： 資金力で勝る大手既存キャリアへの集中が加速し、端末高騰によって物価高に苦しむ庶民や生活困窮層の家計が直接圧迫されています。</p> <p>ユーザー還元や端末価格の自由な競争を官が阻害し、結果として大手寡占を助長して格安スマホと庶民を痛めつけるような過剰規制は即刻撤回すべきです。通信の公共的性質を踏まえた直接的な料金抑止と、誰もが取り残されない真の通信セーフティネットの構築を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【匿名 F】</p>		
<p>（意見32）</p> <p>業務区域の減少やサービス変更が行われる場合、期間を確保した事前周知に加え、利用者が実際に代替手段へ移行できる情報提供を重視することを希望します。具体的には、利用可能な代替サービス、提供事業者、料金の考え方、申込方法、相談窓口等を分かりやすく示し、高齢者等のデジタル手続きに不慣れな利用者にも届く方法を検討してください。また、自治体や地域の支援機関等との連携により、生活インフラとしての通信と、地域の企業活動・教育・医療・防災等を支える基盤としての通信の継続性を確保する運用が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ビジネス・アクションクラブ】</p>	<p>（意見32に対する考え方）</p> <p>○ 御意見については、本省令（案）等の意見募集の対象外です。</p> <p>○ なお、一般論としては、利用者に配慮した周知等を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>(意見33)</p> <p>立場：減税、日本人ファースト、行政事務削減、中国製通信機器の公金排除、外国人の起訴時点での強制帰国に賛成。利用者への料金転嫁は絶対反対。</p> <p>総論（全箇所共通）</p> <p>過疎地の日本人に電話とブロードバンドを残すこと自体は認める。しかしその費用を、電話ユニバーサルサービス料・ブロードバンドユニバーサルサービス料として国民・利用者から取ることは、名目を変えた増税である。料金負担は絶対反対である。</p> <p>財源が無いというなら、先にやることは負担金の新設・維持ではない。国家公務員・地方公務員の給与・手当・退職金の引下げ、審議会・外郭・支援機関の経費削減、重複補助金の廃止である。通信利用者から先に取るな。公務員の処遇を聖域にするな。</p> <p>以下、改正箇所ごとに意見を紐付ける。</p> <p>1 電気通信事業法施行規則第16条の3（届出契約約款の変更命令）</p> <p>該当：提供終了の手続・条件が不明確な約款に変更命令を出せるとする整備。</p> <p>意見：過疎地の日本人切捨て防止に限って賛成。命令要件に次を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の常住世帯を残したまま、採算だけを理由に提供終了しないこと ・緊急通報が実質不能になる終了を認めないこと ・終了回避の費用を利用者料金・負担金に転嫁することを約款に書いてはならないこと <p>料金転嫁を約款で正当化する条項は、変更命令の対象に含めよ。</p> <p>2 同規則第22条の2の2～第22条の2の2の5（最終保障提供責務の確認手続）</p> <p>該当：最終保障事業者が区域内事業者へ役務提供確認を行い、期限を1日以内とする案。</p> <p>意見：人手による1日確認は反対。電子台帳の自動照会を原則とし、人が動く確認は例外（7日以内）とせよ。1日のために当直を置けば、その人件費がまた交付金と料金に乗る。</p> <p>確認対象は「区域内に既に提供している事業者の有無」に限定せよ。求めがあったというだけで即敷設義務と費用発生にしてはならない。</p> <p>提供の求めの主体が、名義貸し、不法残留、起訴後在留、住所不定、ペーパー事業所である場合は、省令上の「正当な理由」による拒否を認めよ。日本人の生命線を残す制度を、外国人犯罪者の回線維持制度にするな。起訴時点での強制帰国制度の創設に賛成する。総務省限りで入管法は改正できないなら、法務省協議を本意見の処理方針に書け。</p> <p>本条に関する費用も、利用者料金で回収することは絶対反対。確認事務は既存の職員と既存システムで行え。足りなければ公務員給与を削って回せ。</p> <p>3 同規則第40条の3～第40条の4の4等（第一号・電話）</p> <p>該当：担当支援区域の申請様式、第一種単位区域を都道府県基本とする、第一種適格事業者のカバー</p>	<p>(意見33に対する考え方)</p> <p>○ 三次答申P22のとおり、今後もユニバーサルサービスを提供するための「ネットワークは維持する必要がある一方で、人口減少や過疎化の進行に伴い、利用者の数は減少傾向にあると想定される」ことから、「ユニバーサルサービスの維持は制度導入当初に比べていっそう困難となっており、維持に要するコストをどのように捻出するかがますます喫緊の課題」となっています。このため、「ユニバーサルサービス交付金により補填すべきところには重点的に補填する方向で交付金制度の見直しを進め、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべき」と考えます。</p> <p>その上で、三次答申P23のとおり、「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ」、「過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていく」ことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
--	--	----------

率を世帯・事業所ベースで90パーセント以上とする（現行100パーセントからの緩和）。

意見：

・都道府県単位は、書類を減らす限り条件付き賛成。ただし交付実績・未カバーは町字単位で公開すること。県庁所在地の数字で山間の日本人集落を「カバー済み」にするな。

・カバー率90パーセントは、残る10パーセントの高コストを利用者負担に回すなら反対。空白は最終保障に出す前に、補助総額の国費（一般会計）負担か、公務員人件費削減による捻出を先に示せ。

・事業所数の勘案は、実在する診療所・商店・役場に限る。外国人名義の短期事業所、本店だけのペーパー事業所は世帯と等値にするな。

申請様式の新設は最小限とせよ。様式第38等の項目は半減し、既存報告規則との二重記入を禁止する。行政事務削減に反する紙の増加は反対。

4 同規則第40条の5～第40条の7の10等（第二号・ブロードバンド）

該当：担当支援区域の手挙げ、回線規模報告を毎事業年度から5事業年度ごとへ緩和、カバー率に事業所数を勘案、公設海底ケーブル必要区域を特別支援区域に指定可能、第二種交付金の継続提供期間要件の緩和。

意見：

・報告を5年ごとにする緩和は賛成。同じ思想で他の年次報告も削れ。

・手挙げ制は、申請できる事業者だけが交付金を取る制度になる。空白のコストと補助額を先に公開せよ。

・海底ケーブル区域の指定拡大は、離島の日本人生活に必要な限り賛成。ただし調達先から中国製等の高リスク機器を除外することを指定の条件にせよ。公金と負担金で中国製を買うな。

・継続期間の緩和は、撤退防止に限り賛成。緩和を既得権にするな。

第二種負担金を利用者のブロードバンドユニバーサルサービス料として取るとは絶対反対。すでに転嫁が始まっている現状も改め、徴収を止めよ。維持が必要なら一般会計の組替えか、公務員給与引下げで賄え。

5 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則

該当：算定方法の見直し、標準偏差の2倍（ 2σ ）を超える部分の補填を令和10年度交付分から終了する方向、収入費用方式、整備費・維持費・近隣協力対価の算定対象化。

意見：

・ 2σ 補填の終了は賛成。別名目での復活は禁止せよ。

・近隣協力対価、提供終了後の算定継続、新規設備の全額計上は、膨張条項である。入れるなら「利用者転嫁禁止」「負担金増額禁止」を同条に書け。

・収入費用方式は、非効率コストの控除を先に制度化しないなら反対。実績とモデルの差は公開せよ。

・他省庁の過疎・デジタル・地方創生補助金との二重取りを禁止せよ。

第一種負担金の利用者転嫁は絶対反対。番号単価を取るな。財源が無いなら、国家公務員給与法に基づく給与・地域手当・退職給付の引下げ、地方公務員のラスパイレス指数の引下げ、審議会委員手

<p>当の廃止を先に実施せよ。通信利用者より公務員を守れ、という順序は認めない。</p> <p>6 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（ハネ改正を含む） 該当：第二種交付金・負担金の算定、継続要件緩和に伴う規定整備、負担対象事業者からの徴収。 意見：負担金制度そのものに反対する。収益10億円超の事業者から取り、それを利用者に転嫁する循環を断て。事業者負担と称して料金に乘せるのは欺瞞である。 財源代替の順位は次で固定せよ。 1 既存の重複交付金・補助金の廃止 2 支援機関（TCA等）の事務費削減 3 国家公務員・地方公務員の給与・ボーナス・手当引下げ 4 なお不足する過疎維持分のみ、一般会計の歳出組替え 利用者料金は5番目にすら置くな。絶対反対。</p> <p>7 電気通信事業報告規則（ハネ改正） 該当：本改正に伴う報告項目の連動改正。 意見：項目が増えるハネは全部反対。減るハネだけ実施せよ。報告のための報告は行政事務の増大である。5年ごとの回線規模報告と矛盾する年次の重複を消せ。</p> <p>8 告示案（別紙3）電気通信事業法施行規則第40条の6第1号等に基づく指定区域の変更 該当：総務大臣が別に指定する区域の改正（北海道等の指定の書換え。改正前後で岩手県の扱いが変わる表を含む）。 意見：区域の書換え自体は技術的修正にすぎない。しかし指定のたびに官報と様式が増えるのは無駄である。区域はコードと地図データの更新に切り替え、条文で都道府県名を書き直す作業をやめよ。指定区域の拡大が負担金増・料金転嫁に直結するなら、当該告示の施行に反対する。拡大するなら国費か公務員人件費削減が前提である。</p> <p>9 告示案（別紙4）単位区域ごとの平均的な収入見込額の変更 該当：回線1回線当たりの平均的な収入見込額を定める告示の変更（交付金・支援の算定基礎）。 意見：見込額の変更が、不足分を負担金と利用者料金で埋める計算に使われるなら反対。見込額を下げることで「赤字」を大きく見せ、徴収を増やす操作を認めるな。 変更する場合は、算定式、対象回線、除外した役務、変更前後の交付金総額への影響を全文公開せよ。公開なき額の変更は、隠れた増税である。 この告示を理由とする料金転嫁は絶対反対。</p> <p>10 本案に条文が無いが、交付金対象経費に必ず紐付けるべき事項（中国製品） 該当箇所：第一種・第二種交付金の対象経費、特別支援区域の設備、公設海底ケーブル、最終保障の新規整備費。</p>		
--	--	--

<p>意見：上記すべての算定対象から、中国を含む特定国・特定事業者が製造し、または重要部品・ファームウェア・保守を支配する機器を除外せよ。違反は交付金返還と適格指定の取消しとする。安いという理由で中国製を買い、その代金を日本人の料金で払うことは、減税にも日本人ファーストにも反する。国産・同志国製品との差額は、公務員給与を削って埋めよ。利用者に転嫁するな。</p> <p>11 本案に条文が無いが、約款・提供拒否事由に紐付けべき事項（起訴時点の強制帰国） 該当箇所：第16条の3の約款、第22条の2の2以下の提供確認・拒否事由、適格事業者の契約約款。 意見：在留資格喪失、起訴、退去強制令書発付を契約解除事由とし、その回線を交付金の維持対象に入れるな。起訴時点での強制帰国制度の創設に賛成する。通信を「切れない公共サービス」にするなら、切るべき相手の回線は切れ。日本人の緊急通報を守る金を、起訴された外国人の回線維持に使うな。</p> <p>結論（箇所横断の要求）</p> <ol style="list-style-type: none">1 電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、その他名義を問わず、利用者からの徴収は廃止すること。料金負担は絶対反対。2 過疎維持が必要なら、財源は公務員給与・手当の引下げと既存補助金の整理が先であること。3 第22条系の1日人手確認は自動照会に改めること。4 第40条系の区域・カバー率は町字公開と日本人常住優先を条件とすること。5 交付金算定規則から中国製等を除外すること。6 約款と拒否事由に、名義貸し・不法残留・起訴後在留を書くこと。7 報告・様式は減らせ。増やす改正は施行するな。 <p>公務員の給与は聖域ではない。通信料金は聖域である。順番を conserv するな。先に削るのは官の人件費であり、後に守るのは日本人の回線と家計である。</p> <p>以上</p> <p>【個人A】</p>		
--	--	--

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十八条の二第四号、第十九条第二項第八号、第二十五条の三、第一百七条第三号、第一百八条第一項各号、第二項、第四項、第五項第一号イ及び第二号、第七項並びに第八項、第一百九条第一項及び第六項、第一百条の二第一項並びに第二項第一号イ及びロ、第一百条の三第一項第一号、第二項、第三項、第四項第二号イ及び第三号並びに第六項、第一百条の五第一項、第三項、第五項及び第六項、第一百条の六第一項並びに第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ

部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章 略」</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>「第一節～第四節 略」</p> <p>第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二―<u>第四十条の七の十</u>）</p> <p>「第六節 略」</p> <p>「第三章～第五章 略」</p> <p>附則</p> <p>（基礎的電気通信役務台帳の公表等）</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 法第十八条の二第四号の総務省令で定める事項は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 法第十八条の二に規定する地域単位区域の全部又は一部を同条に規定する基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務に係る最終保障業務区域の範囲を含む最終保障電気通信事業者の氏名又は名称</p> <p>二 <u>前号に規定する最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務の提供に関する問合せを受けするための電話番号その他の連絡先</u></p> <p>5 総務大臣は、法第十八条の二の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）</p> <p>第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、<u>五事業年度ごとに当該五事業年度の最終事業年度経過後五月以内に</u>、当該提供に係る第二種単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。</p> <p>一 <u>当該最終事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の第二種単位区域の全世帯数及び全事業所数に占める当該第二種単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数及び事業所数の割合とする。第四十条の五、第四十条の六の五第一号、第四十条の六の七第一項第一号及び第二項第一号、第四十条の七の二第二項第五号、第四十条の七の三並びに第四十条の七の七第一項第五号並びに様式第三十八の二の九において同じ。）</u>が第四十条の五第二項に規定する規模を超える場合には、その旨</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「2 略」</p> <p>（最終保障電気通信役務の提供に関する利用者利益の保護）</p> <p>第十六条の三 法第十九条第二項第八号の総務省令で定める事項は、<u>次に掲げるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>「第一章 同上」</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>「第一節～第四節 同上」</p> <p>第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二―<u>第四十条の八の五の三</u>）</p> <p>「第六節 同上」</p> <p>「第三章～第五章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（基礎的電気通信役務台帳の公表等）</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>4 総務大臣は、法第十八条の二第一項の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）</p> <p>第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、<u>毎事業年度経過後五月以内に</u>、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。</p> <p>一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位区域の全世帯数に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。<u>以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。</u>）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>「新設」</p>

- 一 最終保障電気通信役務の提供の終了に係る手続
- 二 最終保障電気通信役務の提供の終了条件

(役務提供確認等)

第二十二條の二の二 法第二十五條の三第一項の規定による役務提供確認及び同条第二項の規定による回答は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 一 法第二十五條の三第一項から第三項までに規定する役務提供確認等については、共通の方法によること。
- 二 最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者並びに基礎的電気通信役務の提供の求めをした者に係る情報について、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。
- 三 基礎的電気通信役務の提供の求めをした者の利益の確保のため、必要な措置を講じること

(総務大臣への報告)

第二十二條の二の二 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者が前条の規定に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

2 区域内電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者が前条の規定に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該最終保障電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

(第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等)

第四十條の三 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）によるものとする。

2 法第百八条第一項第一号の公表は、同条第二項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。

3 法第百八条第一項第一号の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

第二十二條の二の二 削除

〔新設〕

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十條の三 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる附属明細書（同項第十号及び第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）
- 二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）
- 三 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 四 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
- 五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

<p>（第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）</p> <p>第四十条の三の二 法第百八条第一項第二号の接続約款には、次に掲げる事項が定められていなければならない。</p>	<p>一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所</p> <p>二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的條件</p> <p>三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額</p> <p>四 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項</p> <p>五 接続協定の締結及び解除の手續</p> <p>六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間</p> <p>七 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項</p> <p>八 重要通信の取扱方法</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項</p> <p>十 有効期間を定めるときは、その期間</p> <p>2 法第百八条第一項第二号の公表は、インターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。</p> <p>（第一号基礎的電気通信役務に係る担当第一種支援区域の指定業務区域の範囲の基準等）</p> <p>第四十条の三の三 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める地域の単位は、都道府県（第十四条各号（第二号及び第二号の二を除く。次項第一号において同じ。）に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域について、電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。次項第一号及び様式第三十八の二において同じ。）とする。</p> <p>2 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域における全ての世帯数及び事業所数に占める当該電気通信事業者の業務区域における当該各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数及び事業所数の割合が百分の九十以上であること。</p> <p>二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提</p>
--	--

六 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

〔新設〕

〔新設〕

供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信
役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、同号に規定す
る設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の
基準に適合していること。

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の三の四 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様
式第三十八の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第百八条第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計
規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号（同項第十号及び第十一号を除く
。）に掲げる附属明細書（以下「財務諸表」という。）（当該提出をしようとする日の属す
る事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年
度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、
前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係
る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

二 第一号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業
年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は
当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に属
する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日
以前一年間に係るものに限る。）

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す
書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設
置する第一種公衆電話機の設置状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

3 法第百八条第二項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールア
ドレス並びに法人にあつては、その代表者の氏名

4 総務大臣は、法第百八条第二項の規定に基づく申請を行つた電気通信事業者に対して、同条
第四項の規定による担当第一種支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができ
る。

（担当第一種支援区域の指定の申請様式等）

第四十条の三の五 法第百八条第四項後段の指定の申請は、様式第三十八の二の二の申請書に、
次の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種
単位区域のうち、担当第一種支援区域の指定を受けようとする第一種単位区域を記載した書

〔新設〕

〔新設〕

<p>類</p> <p>二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該指定を受けようとする電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類</p> <p>(担当第一種支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなった場合等の報告)</p>	
<p>四十条の三の六 第一種適格電気通信事業者は、その担当第一種支援区域が法第百八条第五項第一号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の三によりその旨を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>(担当第一種支援区域の指定の解除の申請様式等)</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>四十条の三の七 法第百八条第五項第二号の規定による担当第一種支援区域の指定の解除を受けようとする者は、様式第三十八の二の四の申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>四十条の三の八 法第百八条第七項の規定による同条第二項第一号又は第四号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二の五の届出書を提出しなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>四十条の三の九 法第百八条第八項の規定により、接続約款を変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の二の六の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 法第百八条第八項の公表は、インターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(第一種適格電気通信事業者による書類等の提出)</p> <p>四十条の四 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 財務諸表</p> <p>二 第一号基礎的電気通信役務収支表</p> <p>三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類</p> <p>四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類</p>	<p>(第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等)</p> <p>四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。</p> <p>2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。</p> <p>(緊急通報の通信回数)</p>
<p>(第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準)</p> <p>四十条の四の二 次の各号に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、当該各号に掲げる書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。</p> <p>一 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が四十条の三の四第二項の規定により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表</p> <p>二 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気</p>	<p>四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。</p>

通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表

三 第一種適格電気通信事業者が前条の規定により提出すべき第一号基礎的電気通信役務収支表

2 | 前項の規定によるもののほか、**同項各号に掲げる書類のうち第一号基礎的電気通信役務収支表**の作成に当たっては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの**電気通信**役務に配賦しなければならない。

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費用	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運用費用	加入数比又は取扱量比
施設保全費用	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却に おいて同じ。 ）比
共通費用	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人工費比若しくは支出額比
管理費用	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人工費比若しくは支出額比
試験研究費用	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人工費比
一 固定資産と送配設備の区分	
市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は

3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比
--

3 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する電気通信役務に整理することができる。
（第一種交付金の額の公表）
第四十条の四の三 法第九十九条第六項の規定による第一種交付金の額の公表は、同条第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。
2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（緊急通報の通信回数）
第四十条の四の四 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロに掲げる第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報の提供を求めることができる。
2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

〔削る〕

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）
第四十条の四の三 法第八十八条第一項第二号の接続約款には、次の各号に掲げる事項が定められていなければならない。
一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的條件
三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
四 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
五 接続協定の締結及び解除の手續
六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
七 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
八 重要通信の取扱方法
九 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
十 有効期間を定めるときは、その期間
2 法第八十八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
（第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等）
第四十条の四の四 法第八十八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。
2 前条第二項の規定は、法第八十八条第三項の規定による接続約款の公表について準用する。

（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）
第四十条の四の五 法第一百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該

- 前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）
- 二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）
- 三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
- 五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類
- イ 当該申請を行うとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類
- ロ 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四の計画書（以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」という。）
- 2 前項（第五号イに係る部分に限る。）の規定による提出を行うとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の四の五第一項（第五号イに係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。
- 3 総務大臣は、第一項の提出を行った電気通信事業者に対して、法第一百十条の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。
（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）
- 第四十条の四の六 法第一百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。
- 一 第二号基礎的電気通信役務収支表
- 二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書
- 2 前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては当該各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
- 3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第一百十条の三第三項の規定により当該担

<p>(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)</p> <p>第四十条の五 法第七十七条第三号の総務省令で定める規模は、担当第二種支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 一般支援区域 百分の五十</p> <p>二 特別支援区域 百分の十</p>	<p>2 法第七十七条第三号の総務省令で定める規模は、第二種単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合は百分の五十とする。</p> <p>(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)</p> <p>第四十条の五の二 法第七十七条第三号の総務省令で定める期間は、前条第一項に規定する割合を超えた日から起算して零日とする。</p> <p>2 法第七十七条第三号の総務省令で定める期間は、前条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。</p>
<p>当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間)、これを行わなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者による書類等の提出)</p> <p>第四十条の五 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第三号及び第四号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)</p> <p>第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類(第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限り。)を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 財務諸表(当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしよ うとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。)</p> <p>二 第二号基礎的電気通信役務収支表(当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日 であつて当該提出をしよとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了し た日以前一年間に係るものに限る。)</p> <p>三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す 書類</p> <p>四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類</p> <p>五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書 類</p> <p>イ 当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項第二号に掲 げる規模を超えるかどうかの別その他必要な事項</p> <p>ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書</p> <p>2 前項(第五号イに係る部分に限る。)の規定による提出を行おうとする場合における第七十 条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の五の二第一項 (第五号イに係る部分に限る。)」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは 「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる 」とあるのは「とする」とする。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準)</p> <p>第四十条の五の三 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する 。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定</p>

〔削る〕

- に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。
- 一 法第八十条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の三の規定により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表
- 二 法第八十条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表
- 三 法第八十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の四の五第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表
- 四 法第八十条の三第三項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第二号基礎的電気通信役務収支表
- 前項の規定によるもののほか、同項各号に掲げる書類（財務諸表を除く。）の作成に当たっては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。
- 一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営 業 費	
密 口	契約申込等件数比
料 金	料金請求件数比
販 売	販売件数比
そ の 他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運 用 費	加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共 通 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同じ。）比
固 定 資 産 除 却 費	関連する固定資産価額比
通 信 設 備 使 用 料	回線数比又は取扱量比

(法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位)

第四十条の六 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。
2 前項に規定する町又は字は、総務省のウェブページに掲載する方法で示すものとする。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の六の二 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る第二種単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、当該規模報告に係る事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は同条第二項の規定による特別支援区域の指定を行うものとし、また、同条第一項の規定による指定を受けた一般支援区域又は同条第二項の規定による指定を受けた特別支援区域について、それぞれ同

3 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

(第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。)における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)

第四十条の六の二 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。

一 一般支援区域 百分の五十
二 特別支援区域 百分の十

2 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、単位区域ごとの第二号基礎的電気

放 送 設 備 使 用 料	回線数比	
	租 税 公 課	固定資産税等
関連する固定資産価額比		
事業所税 管理部門等の人件費比		
二 固定資産に係る配賦基準 次の表に掲げる基準		
市内回線数比又は取扱量比		市内回線数比又は取扱量比
市外回線数比又は取扱量比		市外回線数比又は取扱量比
市外回線数及び機械設備		市外回線数比若しくは市外回線長比(ただし、市域品田は3.4キロヘルツ、符号品田は64キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比

条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

(特別支援区域の指定等に係る特例)

第四十条の六の三 総務大臣は、規模報告に係る第二種単位区域が第四十条の六の七第二項各号のいづれかに該当しなくなった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、法第百十条の二第二項第二号に掲げる要件に該当すると認められる限り、引き続き第四十条の六の七第二項各号に掲げる場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

一 第四十条の六の七第二項第一号に掲げる場合に該当しなくなったとき 当該第二種単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の五第二項に規定する割合を超え、同号に掲げる場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

二 第四十条の六の七第二項第二号に掲げる場合に該当しなくなったとき 当該第二種単位区域において設置される同号に掲げる電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者(他の地方公共団体を除く。次号において同じ。)に変更され、当該電気通信事業者が当該第二種単位区域において同項第二号に掲げる場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

三 第四十条の六の七第二項第三号に掲げる場合に該当しなくなったとき 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要となる海底ケーブルを所有する者が地方公共団体から電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が当該第二種単位区域において同号に掲げる場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

(法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法)

第四十条の六の四 法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一 第二種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二 第二種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

(法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者)

第四十条の六の五 法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

二 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合は百分の五十とする。

(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

2 法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3 法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定(以下この項において「追加指定」という。)後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における第一項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年」とあるのは、「法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

	<p>三 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三条第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六条第四項の規定による届出をした者（法第二十六条の四第二項の規定による届出をした者を除く。）（法第一百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額）</p> <p>第四十條の六の六 法第一百十條の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。</p> <p>（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）</p> <p>第四十條の六の七 法第一百十條の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該第二種単位区域における電気通信回線設備の規模</p> <p>二 当該第二種単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備（海底ケーブルを除く。）を所有する者の属性</p> <p>三 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な海底ケーブルを所有する者の属性</p> <p>2 法第一百十條の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 当該第二種単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十條の五第二項に規定する規模を超えない場合</p> <p>二 当該第二種単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性が地方公共団体である場合</p> <p>三 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な海底ケーブルを所有する者の属性が地方公共団体である場合（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）</p> <p>第四十條の七 法第一百十條の三第一項第一号の公表は、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の七の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）によるものとする。</p> <p>2 法第一百十條の三第一項第一号の公表は、同条第二項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。</p> <p>3 法第一百十條の三第一項第一号の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。</p> <p>（第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等）</p> <p>第四十條の七の二 法第一百十條の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の八の申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第一百十條の三第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p>	
	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
	<p>第四十條の七の二 法第一百十條の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。</p> <p>（法第一百十條の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務）</p>	<p>第四十條の七 削除</p>

<p>一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）</p> <p>二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）</p> <p>三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類</p> <p>四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類</p> <p>五 申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとする第二種支援区域に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の五第一項第二号に定める割合を超えるものに限る。）が含まれる場合には、当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が同号に定める割合を超える旨を示す書類</p>	<p>三 法第一百十条の三第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p> <p>四 第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の七の二第二項（第五号に係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省のウェブページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。</p> <p>五 総務大臣は、法第一百十条の三第二項の規定に基づく申請を行つた電気通信事業者及び次条の規定に基づく申請を行つた第二種適格電気通信事業者に対して、法第一百十条の三第三項の規定による担当第二種支援区域の指定のため、特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の九その他必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（担当第二種支援区域の指定の申請様式等）</p> <p>第四十条の七の三 法第一百十条の三第三項後段の指定の申請をしようとする第二種適格電気通信事業者は、様式第三十八の二の十の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとする第二種支援区域に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の五第一項第二号に掲げる</p>
--	--

〔新設〕

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
 - ニ I P V P N サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
 - ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
 - ヘ アンライセンスL P W A（電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。）
 - ト 専用役務
 - チ 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
 - リ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

規模を超えるものに限る。」が含まれるときは、当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が同号に掲げる規模を超える旨を示す書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（担当第二種支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなった場合等の報告）

第四十条の七の四 第二種適格電気通信事業者は、その担当第二種支援区域が法第一百十条の三第

四項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の十一により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（担当第二種支援区域の指定の解除の申請様式等）

第四十条の七の五 法第一百十条の三第四項第三号の申請をしようとする第二種適格電気通信事業者は、様式第三十八の二の十二の申請書を総務大臣に申請しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第四十条の七の六 法第一百十条の三第六項の規定による同条第二項第一号又は第三号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の三の届出書を提出しなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の七の七 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該事業年度末における担当第二種支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の五第一項第二号に掲げる規模を超えるかどうかの別その他必要な事項

2 前項（第五号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の七の七第一項（第五号に係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省のウェブページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（第二種適格電気通信事業者が用いるべき会計の基準）

第四十条の七の八 次の各号に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、当該各号に掲げる書類は、この項において準用する同令の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けな

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

なければならない。

- 一 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の七の二第二項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表
 - 二 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第二号基礎的電気通信役務収支表
 - 三 第二種適格電気通信事業者が前条の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表
- 前項の規定によるもののほか、**同項各号に掲げる書類のうち第二号基礎的電気通信役務収支表**の作成に当たっては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの**電気通信**役務に配賦しなければならない。
- 一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費用	
窓 口	契約申込等件数比
料 金	料金請求件数比
販 売	販売件数比
そ の 他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運 用 費	加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却に ついて 同じ。）比
共 通 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同じ。）比
固 定 資 産 除 却 費	関連する固定資産価額比
通 信 設 備 使 用 料	回線数比又は取扱量比
放 送 設 備 使 用 料	回線数比
租 税 公 課	

固定資産税等		関連する固定資産価額比	
事業所税		管理部門等の人件費比	
固定資産に係る配賦基準		次の表に掲げる基準	
市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比		
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比		

3

前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する電気通信役務に整理することができる。

(第二種交付金の額の公表)

第四十条の七の九

法第百十条の五第六項の規定による第二種交付金の額の公表は、同条第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用する方法により、これを行わなければならない。

2

前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(法第百十条の六第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の十

法第百十条の六第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。

一

専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二

前号に掲げるもののほか、次に掲げる電気通信役務

イ

専用役務

ロ

通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

ハ

様式第四のフレイムリレーサービス

ニ

様式第四のATM交換サービス

ホ

電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定する自営等BWAアクセスサービス

ヘ

電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するIPVPNサービス

ト

電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定する広域イーサネットサービス

チ

電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するアンライセンスLPPWAサービス

リ

電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定する仮想移動電気通信サービス

第四十条の八から第四十条の八の五まで

削除

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあつては法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表、第二種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

表は、第一種交付金にあ

「新設」

「新設」

（交付金の額の公表）

第四十条の八 法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条

の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位）

第四十条の八の二 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。

2 前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

（特別支援区域の指定等に係る特例）

第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（地方公共団体を除く。）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

（法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法）

第四十条の八の四 法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

<p>(法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める者)</p> <p>第四十条の八の四の二 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p>	<p>一 単位区域(法第百十条の二第一項に規定する単位区域をいう。以下この条において同じ。)(において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六条の四第二項による届出をした者</p>	<p>二 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六条の四第二項による届出をした者</p>	<p>三 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三条第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六条第四項の規定による届出をした者(法第二十六条の四第二項の規定による届出をした者を除く。)</p>	<p>(法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)</p>	<p>第四十条の八の四の三 法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。</p>	<p>(地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合)</p>	<p>第四十条の八の五 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模</p>	<p>二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性</p>	<p>2 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、前条で定める額を下回るときとする。</p>	<p>一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超えない場合</p>	<p>二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合</p>	<p>(担当支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなつた場合等の報告)</p>	<p>第四十条の八の五の二 第二種適格電気通信事業者は、その担当支援区域が法第百十条の第三項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>2 法第百十条の三第五項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合には、その地位を承継した電気通信事業者は、直ちに、様式第三十八の二の六により、その旨を総</p>
---	---	--	---	-----------------------------------	---	---	--	--------------------------------	---	--	--	--	---	--	--

【前2】
様
附
【1～4
【前2】

様式第38（第40条の3第1項、第40条の3の4第2項第2号、第40条の4第2号、第40条の4の2関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第5号までに掲げるもの

役 務 の 細 目	営業 収益	営 業 費 用				営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用		うち設備利 用部門費用			
		うち第一 種公衆電 話機台数 削減以外 の費用	うち第一 種公衆電 話機台数 削減費用				
1 第14 条第1 号、第 3号、 第4号 及び第 5号に 掲げる もの	(1) 同条 第1号 1、第 3号、 1、第 4号1 及び第 5号1 に掲げ るもの						

務大臣に報告しなければならない。
(第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合の通知等)
第四十条の八の五の三 総務大臣は、前条第二項に規定する報告があつた場合には、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

附 則
【1～4 同上】

5 様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

第一種適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届
出番号
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載する
こと。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第1項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいの
で、次のとおり申請します。

- 1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別
注 法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第4条第3
項に規定するものを記載すること。
- 2 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電
気通信設備との接続に關し定めた接続約款による接続に關する協定に係る締結事業者名及び締
結年月日
注 当該電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信
設備である場合に限り記載すること。

	<u>るもの</u>								
	(2) 同条第1号、第3号、第4号、第5号に掲げるもの								
	小計								
2 第14条第2号に掲げるものの	(1) 同号イに掲げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
	小計								
3 第14条第2号の2に掲げるもの									
	合 計								

注 1 法第 108 条第 1 項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第 14 条第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ及び第 5 号ロに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

2 第 14 条第 2 号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3 1 の項(2)及び2 の項(2)の営業費用の欄には、1 の項(2)及び2 の項(2)に係る電気通信役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

4 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」はそれぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年郵政省令第 91 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第一

3 第 14 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第 14 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、
「第一種公衆電話機台数削減費用」は第 14 条第 2 号に規定する第一種公衆電話機を設置
して提供する音声伝送業務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当
該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係る費用と
する。

5 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台
数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

6 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連す
る費用については、第 40 条の 4 の 2 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基
準によりそれぞれの電気通信役務に配賦しなければならぬ。当該基準によつて配賦する
ことが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する電気通信役務に整理するこ
とができる。

7 2 以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第 40 条の 4 の 2 第 2 項各号
の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの電気通信役務に配賦しなけれ
ばならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関
連を有する電気通信役務に整理することができる。

第2表 第一種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第一号基礎的電気通信役務の
提供に要すると見込まれる費用の額等

役 務 の 細 目	(1) 全ての担当 支援区域にお ける第一号基 礎的電気通信 役務の提供に 要すると見込 まれる費用の 額	(2) 全ての担当 支援区域にお ける第一号基 礎的電気通信 役務の提供に より生ずると 見込まれる収 益の額	(3) (1)から (2)を減じ た額
1 第 14 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号 に掲げるもの			
2 第 14 条第 2 号 に掲げるもの			
3 第 14 条第 2 号 の 2 に掲げるも の			
合計			

注 電気通信事業者が法第 108 条第 1 項の規定による指定を受けようとする場合には、この表

に係る記載は不要とする。

第3表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
合計				

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金をいう。

2 電気通信事業者が法第108条第1項の指定を受けようとする場合には、この表に係る記載は不要とする。

様式第38の2（第40条の3の4第1項関係）

第一種適格電気通信事業者指定申請書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信事業法第108条第1項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第5号までに掲げるもの

役 務 の 細 目	営業 収益	営 業 費 用			営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費 用		うち設備 利用部門 費用		
		うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 の 費 用	うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 費 用			
1 第 14 条第 1 号に掲	(1) 同 号イに 掲げる					

2

外国人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	

3

提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注 法第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第 4 条第 3 項各号に掲げるものを記載すること。

4 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に關し定めた接続約款による接続に關する協定に係る締結事業者名及び締結年月日

注 当該電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備である場合に限り記載すること。

5 第 14 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第 14 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

6

指定を受けようとする担当第一種支援区域の一覧

注 1 に記載した第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに 2 に記載した業務区域の範囲に含まれる第一種支援区域を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

の けるも	もの							
	(2) 同 号口に 掲げる もの							
2 第 14 条第 2 号に掲 げるも の	小 計							
	(1) 同 号イに 掲げる もの							
	(2) 同 号ロに 掲げる もの							
2 の 2 第 14 条第 2 号の 2 に掲げる もの	小 計							
3 第 14 条第 3 号に掲 げるも の	(1) 同 号イに 掲げる もの							
	(2) 同 号ロに 掲げる もの							
	小 計							
4 第 14 条第 4 号に掲 げるも の	(1) 同 号イに 掲げる もの							
	(2) 同 号ロに 掲げる もの							
	小 計							

第 14 条第 5 号に掲げるもの	(1) 同 号イに掲げるもの								
(2) 同 号ロに掲げるもの									
小 計									
合 計									

注 1 法第 108 条第 1 項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第 14 条第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ及び第 5 号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

2 第 14 条第 2 号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3 1 の項(2)、2 の項(2)、2 の 2 の項、3 の項(2)及び 4 の項(2)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

4 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年郵政省令第 91 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第 14 条第 2 号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。

5 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

6 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

7 2 以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号

る役務に整理することができる。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
計				

注 1 「交付金」とは法第 107 条第 1 号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)第 5 条第 1 項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第 110 条第 1 項の第一種負担金を示す。

2 電気通信事業者が法第 108 条第 1 項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

[新設]

様式第38の2の2 (第40条の3の5関係)

担当第一種支援区域指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

第一種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第4項後段の規定により、担当第一種支援区域の指定を受けたので、

次のとおり申請します。

- 1

提供する第一号基礎的電気通信役務の種別
- 注

第4条第3項各号に掲げる種別ごとに記載すること。
- 2

業務区域
- 3

指定を受けようとする担当第一種支援区域の一覧
- 注

1に記載した第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第一種支援区域を記載すること。
- 4

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第38の2の3

(第40条の3の6関係)

[新設]

年 月 日

総務大臣 殿

電気通信事業法第108条第5項第1号イに掲げる場合に該当する場合に係る報告書

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

第一種適格電気通信事業者名
(法人にあつては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載する
こと。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第5項第1号イに掲げる場合に該当することとなつたので、電気通信事業
法施行規則第40条の3の6の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当第一種支援区域	

- 注1

理由欄には、電気通信事業法第108条第5項第1号イに掲げる場合に該当することとなつた理由について記載すること。
- 2

該当する担当第一種支援区域が複数ある場合は、担当第一種支援区域欄に全て記載すること。
- 3

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の4 (第40条の3の7関係)

[新設]

<div>担当第一種支援区域指定解除申請書</div>		年 月 日
<div>総務大臣 殿</div>		
<div>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 第一種適格電気通信事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</div>		
<div>電気通信事業法第108条第5項の規定により、担当第一種支援区域の指定の解除を受けたいので、次のとおり申請します。</div>		
<div>1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種類別注 第4条第3項各号に掲げる種別ごとに記載すること。</div>		
<div>2 業務区域</div>		
<div>3 指定の解除を受けようとする担当第一種支援区域注 1に記載した第一号基礎的電気通信役務の種類ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第一種支援区域を記載すること。</div>		
<div>4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。様式第38の2の5 (第40条の3の8関係)</div>		
<div>第一号基礎的電気通信役務氏名等変更届出書</div>		年 月 日
<div>総務大臣 殿</div>		
<div>郵便番号 (ふりがな)</div>		

[新設]

住 所
(ふりがな)
第一種適格電気通信事業者名
(法人にあつては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。)
連絡先 (連絡のとれる電話番号を記載する
こと。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第108条第7項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の氏名		
(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の国内の住所		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の電話番号及び電子メールア ドレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の6 (第40条の3の9関係)

【略】

電気通信事業法第108条第8項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	
------	--

様式第38の3 (第40条の4の4第1項関係)

【同左】

電気通信事業法第108条第3項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	
------	--

様式第38の2の7(第40条の7第1項、第40条の7の2第2項第2号、第40条の7の7第1項第

第二号基礎的電気通信役務収支表

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

[注1～4略]

務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当第二種 支援区域における第 二号基礎的電気通信 役務の提供に要する と見込まれる費用の 額	(2) 全ての担当第二種 支援区域における第 二号基礎的電気通信 役務の提供により生 ずると見込まれる収 益の額	(3) (1)から(2)を 減じた額
1 第14条の 3 第1項第 1号に掲げ るもの			
2 第14条の 3 第1項第 2号に掲げ るもの			
3 第14条の 3 第1項第 3号に掲げ るもの			
合計			

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務收支表

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

[注1～4 同左]

供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3 第1項第1号に掲げるもの			
2 第14条の3 第1項第2号に掲げるもの			
3 第14条の3 第1項第3号に掲げるもの			
合計			

57

<p>〔第3表 略〕</p> <p>〔注1・2 略〕</p> <p>様式第38の2の8 (第40条の7の2第1項関係)</p>	<p>〔第3表 同左〕</p> <p>〔注1・2 同左〕</p> <p>様式第38の2の2 (第40条の4の5関係)</p>
<p>第二種適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 指定を受けようとする担当第二種支援区域の一覧</p> <p>注 1に記載した第二号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第二種支援区域を記載すること。</p> <p>様式第38の2の9 (第40条の7の2第5項関係)</p> <p>特別支援区域整備・役務提供計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種</p>	<p>第二種適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>〔1・2 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)</p> <p>特別支援区域整備・役務提供計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種</p>

適格電気通信事業者として担当第二種支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の7の2第5項の規定により、特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり提出します。
1 計画の概要

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
	合 計			

〔注1～6 略〕
〔2 略〕
〔注1・2 略〕
様式第38の2の10 (第40条の7の3関係)

担当第二種支援区域指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

適格電気通信事業者として担当支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。
1 計画の概要

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
	合 計			

〔注1～6 同左〕
〔2 同左〕
〔注1・2 同左〕
〔新設〕

該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第4項第2号イに掲げる場合に該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の7の4の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当第二種支援区域	

[注1 略]

2 該当する担当第二種支援区域が複数ある場合は、担当第二種支援区域欄に全て記載すること。

[3 略]

様式第38の2の12 (第40条の7の5関係)

担当第二種支援区域指定解除申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

第二種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第4項の規定により、担当第二種支援区域の指定の解除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

注 法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項各号に掲げるものを記載すること。

2 業務区域

3 指定の解除を受けようとする担当第二種支援区域

該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第1項の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当支援区域	

[注1 同左]

2 該当する担当支援区域が複数ある場合は、担当支援区域欄に全て記載すること。

[3 同左]

[新設]

注 1 1に記載した第二号基礎的電気通信役務の種類ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第二種支援区域を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の 3 (第40条の7の6関係)

[新設]

第二号基礎的電気通信役務氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

第二種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第110条の3第6項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
〔別る〕

様式第38の2の6 (第40条の8の5の2第2項関係)

第二種適格電気通信事業者の地位の承継に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
承継者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第5項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継を受けたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第2項の規定により、報告します。

承継年月日	
被承継者の名称	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正 後		改正 前																			
<p>(電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる電気通信事業者は、当該各号に定めるところにより、電気通信番号及び回線数等(高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項をいう。以下この条において同じ。)の毎月末の状況について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)までに、総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者(当該電気通信事業者から高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者(以下この号において「一部承継事業者」という。)を含む。)それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況(一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。)</p> <table><tr><th>報告対象役務</th><th>報告対象事業者</th><th>様式番号</th></tr><tr><td>【略】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の十に規定するものを除く。)</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table> <p>様式第30 (第9条第2号関係)</p> <p>【表略】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>【3～8 略】</p> <p>様式第30の2 (第9条第2号関係)</p> <p>【表略】</p> <p>【注1 略】</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信役務(同条第1号に掲げるものを除く。)の回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>【3～6 略】</p> <p>様式第30の3 (第9条第2号関係)</p> <p>【表略】</p> <p>【注1 略】</p>		報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	【略】			その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の十に規定するものを除く。)	【略】	【略】	<p>(電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告)</p> <p>第九条 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <table><tr><th>報告対象役務</th><th>報告対象事業者</th><th>様式番号</th></tr><tr><td>【同上】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。)</td><td>【同上】</td><td>【同上】</td></tr></table> <p>様式第30 (第9条第2号関係)</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>【3～8 同左】</p> <p>様式第30の2 (第9条第2号関係)</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務(同条第1号に掲げるものを除く。)の回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>【3～6 同左】</p> <p>様式第30の3 (第9条第2号関係)</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1 同左】</p>		報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	【同上】			その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。)	【同上】	【同上】
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号																			
【略】																					
その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の十に規定するものを除く。)	【略】	【略】																			
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号																			
【同上】																					
その他の高速度データ伝送電気通信役務(電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。)	【同上】	【同上】																			

2 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[3 ～ 5 略]

様式第 30 の 4 (第 9 条第 2 号関係)

[表略]

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[2 ～ 5 略]

様式第 30 の 5 (第 9 条第 2 号関係)

[表略]

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[2 ～ 4 略]

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告				年	月	末現在
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス						
事業者名						
法人番号						
1 自らが最終利用者に提供する回線数						
回線数 (電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を除く。)						
参考事項						
2 一次MVNOに提供する回線数						
事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数		
合計						
参考事項						

[注 1 ～ 9 略]

2 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[3 ～ 5 同左]

様式第 30 の 4 (第 9 条第 2 号関係)

[表同左]

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[2 ～ 5 同左]

様式第 30 の 5 (第 9 条第 2 号関係)

[表同左]

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
[2 ～ 4 同左]

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告				年	月	末現在
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス						
事業者名						
法人番号						
1 自らが最終利用者に提供する回線数						
回線数 (電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を除く。)						
参考事項						
2 一次MVNOに提供する回線数						
事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数		
合計						
参考事項						

[注 1 ～ 9 同左]

様式第 31 の 2 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 2 (第 9 条第 2 号関係)
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～6 略〕	〔2～6 同左〕
様式第 31 の 3 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 3 (第 9 条第 2 号関係)
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～8 略〕	〔2～8 同左〕
様式第 31 の 4 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 4 (第 9 条第 2 号関係)
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～8 略〕	〔2～8 同左〕
様式第 31 の 5 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 5 (第 9 条第 2 号関係)
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～7 略〕	〔2～7 同左〕
様式第 31 の 6 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 6 (第 9 条第 2 号関係)
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～6 略〕	〔2～6 同左〕
様式第 31 の 7 (第 9 条第 2 号関係)	様式第 31 の 7 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

年 月 月末現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス (携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)

事業者名
法人番号

MNO	一次MVNO	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信業務 (同条第1号及び第2号に掲げるものを除く。) の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名 法人番号	事業者名 法人番号	(1) 回線数	
合計			
参考事項			

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

年 月 月末現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス (携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)

事業者名
法人番号

MNO	一次MVNO	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務 (同条第1号及び第2号に掲げるものを除く。) の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名 法人番号	事業者名 法人番号	(1) 回線数	
合計			
参考事項			

[注1～9 略]

様式第32 (第9条第2号関係)

[表略]

[注1 略]

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

[3～6 略]

備考 表中の「」の記載は任意である。

[注1～9 同左]

様式第32 (第9条第2号関係)

[表同左]

[注1 同左]

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

[3～6 同左]

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附則

〔1〕7 略

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第一項 算定対象原価 第一号		平均原価		平均単価	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部改正）

第四条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第四条	法第百十条の五第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可（次項において「第二種交付認可」という。）の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。	第四条	法第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可（次項において「第二種交付認可」という。）の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。
〔2 略〕		〔2 同上〕	
（第二種交付金の額の算定方法等）		（第二種交付金の額の算定方法等）	
第五条	法第百十条の五第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に定める方法により算定した額を合計する方法とする。	第五条	法第百十条の四第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法とする。
〔一 略〕		〔一 同上〕	
二 特別支援区域	次のイ及びロに掲げる第二種単位区域の区分ごとに当該イ及びロに定める額を合計する方法	二 特別支援区域	次のイ及びロに掲げる単位区域の区分ごとに当該イ及びロに規定する額を合計する方法
イ 次のロに掲げる第二種単位区域を除く第二種単位区域	役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額	イ 次のロに掲げる単位区域を除く単位区域	役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額
ロ 施行規則第四十条の六の七第二項各号のいずれかに掲げる場合に該当する第二種単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる単位区域を含む。第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において同じ。） 役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額	ロ 施行規則第四十条の八の五第二項各号のいずれかに該当する単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる単位区域を含む。第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において同じ。） 役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額		
2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の七の七第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。	2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の七の七第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。	2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。	2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。
〔3 5 略〕		〔3 5 同上〕	
（第六条式による第二種交付金の額の算定）		（第六条式による第二種交付金の額の算定）	
第六条	一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当第二種支援区域（法第百七条第三号に規定する担当第二種支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十条の六の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控	第六条	一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当支援区域（法第百七条第二号に規定する担当支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控除する手法を

除する手法を用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

〔一・二 略〕

(第七条式による第二種交付金の額の算定)

第七条 第五項第二号に掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当第二種支援区域ごとの原価から、それぞれ第十七条の規定により算定する当該担当第二種支援区域ごとの収益の額を控除した額(その額が零以下の場合、零とする。)を合計する手法を用いることとする。

(原価等の届出)

第八条 法第百十条の五第三項の規定による届出(以下「第八条届出」という。)は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 法第百十条の五第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

〔一 略〕

二 担当第二種支援区域ごとの第五項第一号又は第二号イ若しくはロに掲げる支援区域の区分の別

三 担当第二種支援区域のうち第五条第一項第一号又は第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四 担当第二種支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

〔五 略〕

第九条 法第百十条の五第五項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当第二種支援区域ごと及び第六条式又は第七条式の別ごとに算定する方法とする。

2 法第百十条の五第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門(接続会計規則第二条第二項第一号に規定する第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。)及び設備利用部門(接続会計規則第二条第二項第二号に規定する第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。)ごとに算定することとする。

3 第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数(地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。)を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定することとする。

用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

〔一・二 同上〕

(第七条式による第二種交付金の額の算定)

第七条 第五項第二号に掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当支援区域ごとの原価から、それぞれ第十七条の規定により算定する当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額(その額が零以下の場合、零とする。)を合計する手法を用いることとする。

(原価等の届出)

第八条 法第百十条の四第三項の規定による届出(以下「第八条届出」という。)は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 法第百十条の四第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

〔一 同上〕

二 担当支援区域ごとの第五項第一号、同項第二号イ又は同号ロに掲げる支援区域の区分の別

三 担当支援区域のうち第五条第一項第一号又は同項第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四 担当支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

〔五 同上〕

第九条 法第百十条の四第四項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当支援区域ごと及び第六条式又は第七条式の別ごとに算定する方法とする。

2 法第百十条の四第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門(接続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。)及び設備利用部門(同項第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。)ごとに算定することとする。

3 第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数(地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。)を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定することとする。

<p>(第六条式による第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域として第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p>	<p>(第六条式による第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p>
<p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当第二種支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>(第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定)</p> <p>第十一条 前条第二項に規定する担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当第二種支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に定める額を合計することにより算定することとする。</p> <p>一 固定端末系伝送路設備部門 次に掲げる額を合計した額に三分の二(電気通信役務及び放送役務の提供による設備の共用の態様が芯線を共用するものでない電気通信回線については、二分の一とする。第十五条第六項、第十六条第三項及び第十七条第二項第二号において同じ。)を乗じた額</p>	<p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>(第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定)</p> <p>第十一条 前条第二項に規定する担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に規定する額を合計することにより算定することとする。</p> <p>一 「同上」</p>
<p>イ 担当第二種支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要と推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度(当該需要を当該面積で除して得た値をいう。)に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>ロ 担当第二種支援区域ごとに推計する最寄りの収容局(第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接収容する局舎をいう。以下同じ。)からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>二 海底ケーブル部門 次に掲げる額を合計した額に他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者との設備の共用に係る原価の配賦基準として前条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順において定める値を乗じた額</p> <p>イ 担当第二種支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当第二種支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>ロ 担当第二種支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当第二種支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p>	<p>イ 担当支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要と推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度(当該需要を当該面積で除して得た値をいう。)に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>ロ 担当支援区域ごとに推計する最寄りの収容局(第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接収容する局舎をいう。以下同じ。)からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p> <p>ロ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額</p>

<p>2 前項の規定による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価の算定は、次の各号に掲げる事項を確保するものとする。</p> <p>一 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように構成すること。</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供している</p> <p>第二種単位区域において当該提供に用いることができるものであること。</p> <p>「ハ・ニ 略」</p> <p>「二・五 略」</p> <p>(第六条式による第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十二条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域として第二号基礎的C A T Vアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>「3・4 略」</p> <p>(第六条式による設備利用部門の原価の算定)</p> <p>第十三条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当第二種支援区域ごとの当該役務の提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価(広告又は宣伝に係る費用を除く。)に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。</p> <p>(第七条式による設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十四条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する</p>	<p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ 現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供している単位区域において当該提供に用いることができるものであること。</p> <p>「ハ・ニ 同上」</p> <p>「二・五 同上」</p> <p>(第六条式による第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十二条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的C A T Vアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当支援区域ごとの第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>「3・4 同上」</p> <p>(第六条式による設備利用部門の原価の算定)</p> <p>第十三条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当支援区域ごとの当該役務の提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価(広告又は宣伝に係る費用を除く。)に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。</p> <p>(第七条式による設備管理部門の原価の算定)</p> <p>第十四条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いる</p>
---	---

	<p>手順を用いることとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に定める額を合計することにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>一 施設保全費等 次に掲げる額</p> <p>イ 施行規則第四十条の六の七第二項第一号に掲げる場合、に該当する第二種単位区域である担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）に当該手順において定める係数を乗じて得た額</p> <p>ロ 施行規則第四十条の六の七第二項第二号に掲げる場合、に該当する第二種単位区域である担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p> <p>二 更新した設備の減価償却費 担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を合計した額</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>第十五条 前条第二項各号に掲げる費用は、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に係る費用に限り原価として算定することとする。</p> <p>2 前条第二項第一号に掲げる施設保全費等に係る原価の算定は、次の各号に掲げるところによることとする。</p> <p>一 当該施設保全費等は、次に掲げる第二種単位区域の別に応じ、それぞれ次に定める費用に限り原価として算定することとする。</p> <p>イ 施行規則第四十条の六の七第二項第一号に該当する第二種単位区域 当該第二種単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用</p> <p>ロ 施行規則第四十条の六の七第二項第二号に該当する第二種単位区域 次に掲げる費用</p> <p>(1) 当該第一種単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用</p> <p>〔(2)・(3) 略〕</p> <p>〔二・四 略〕</p> <p>3 前条第二項第二号に掲げる更新した設備の減価償却費は、次の各号に掲げる事由による設備の更新に係るもの（特別損失に属するものを除く。）に限り原価として算定することとする。</p>	
	<p>こととする。</p> <p>2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）に当該手順において定める係数を乗じて得た額</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p> <p>二 更新した設備の減価償却費 担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を合計した額</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 当該施設保全費等は、次に掲げる単位区域の別に応じ、それぞれ次に掲げる費用に限り原価として算定することとする。</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域 次に掲げる費用</p> <p>(1) 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用</p> <p>〔(2)・(3) 同上〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p>	

ただし、地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けて更新した設備であつて当該設備の固定資産の帳簿価額が圧縮記帳により減額されていないものの減価償却費は、当該各号に掲げる事由による設備の更新に係るものに含まないこととする。

〔一〇四 略〕

五 その他担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要なものに限る。）

〔4〃6 略〕

（第七条式による設備利用部門の原価の算定）

第十六条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度の前事業年度末の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号において「平均回線数」という。）で除して得た額に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

3 第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役務ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当第二種支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用

〔一〇四 同上〕

五 その他担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要なものに限る。）

〔4〃6 同上〕

（第七条式による設備利用部門の原価の算定）

第十六条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度の前事業年度末の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号において「平均回線数」という。）で除して得た額に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

3 第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役務ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用

と共用しているものを除く。)をそれぞれ乗じて得た額

二 全国平均収益額に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当第二種支援区域における同項に規定する提供に係る回線数(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものに限る。)及び三分の二をそれぞれ乗じて得た額

三 前項に規定する担当第二種支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額

(第七条式により算定した原価の算定根拠の整理)

第十八条 第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当第二種支援区域ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を整理しなければならない。

一 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要となる收容ルータに係る費用を原価として算定している場合 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる事項

イ 当該收容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当第二種支援区域名

ロ 当該收容ルータを用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する全ての担当第二種支援区域名

【ハ 略】

【二〃四 略】

(担当第二種支援区域の指定の解除等に係る特例)

第二十条 法第一百十条の三第四項(第二号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定に基づきその担当第二種支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項及び次項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めず(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額(次号において「解除後交付金額」という。)に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数(担当解除日の属する月を含む。)を十二で除した値を乗じて得た額

二 当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めてこの章(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めず(この項

しているものを除く。)をそれぞれ乗じて得た額

二 全国平均収益額に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものに限る。)及び三分の二をそれぞれ乗じて得た額

三 前項に規定する担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額

(第七条式により算定した原価の算定根拠の整理)

第十八条 第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当支援区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を整理しなければならない。

一 「同上」

イ 当該收容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当支援区域名

ロ 当該收容ルータを用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する全ての担当支援区域名

【ハ 同上】

【二〃四 同上】

(担当支援区域の指定の解除等に係る特例)

第二十条 法第一百十条の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項及び次項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めず(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額(次号において「解除後交付金額」という。)に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数(担当解除日の属する月を含む。)を十二で除した値を乗じて得た額

二 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めてこの章(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めず(この項

この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

〔3 略〕

（高速データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例）

第二十二條 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速データ伝送役務提供事業者（以下この条において「納付困難事業者」という。）がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日（以下この条において「事由発生日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき**次章**の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務（法第七十七條第三号に掲げる業務及び同条第五号に規定する業務のうち同条第三号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率（次項において「第二種交付金対業務費比率」という。）で、**按**分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に対応する額を減じて得た額とすることができる。

〔一〇四 略〕

〔二・三 略〕

第二十三條 法第一百十條の六第二項において準用する法第一百十條第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。

〔一〇六 略〕

〔2 略〕

（第二種負担金の額の算定方法）

第二十四條 法第一百十條の六第二項において準用する法第一百十條第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する第一号に掲げる値に、**第二号**に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。

一 回線単価（高速データ伝送電気通信役務（施行規則第四十條の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。）の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。）

〔二 略〕

〔二〇四 略〕

（高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法）

第二十七條 法第一百十條の六第一項ただし書及び施行令第五條の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気

を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

〔3 同上〕

（高速データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例）

第二十二條 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速データ伝送役務提供事業者（以下この条において「納付困難事業者」という。）がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日（以下この条において「事由発生日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき**第三章**の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務（法第七十七條第二号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第二号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率（次項において「第二種交付金対業務費比率」という。）で、**按**分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に対応する額を減じて得た額とすることができる。

〔一〇四 同上〕

〔二・三 同上〕

第二十三條 法第一百十條の五第二項において準用する法第一百十條第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。

〔一〇六 同上〕

〔2 同上〕

（第二種負担金の額の算定方法）

第二十四條 法第一百十條の五第二項において準用する法第一百十條第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。

一 回線単価（高速データ伝送電気通信役務（施行規則第四十條の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。）の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。）

〔二 同上〕

〔二〇四 同上〕

（高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法）

第二十七條 法第一百十條の五第一項ただし書及び施行令第五條の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気

<p>通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>（高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等）</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であつて、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、同項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の十に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第三十条 法第百十条の六第二項において読み替えて準用する法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。</p> <p>様式第1（第4条第1項及び第2項関係）</p>		<p>通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>（高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等）</p> <p>第二十八条 〔同上〕</p> <p>2 前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であつて、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、同項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第三十条 法第百十条の五第二項において読み替えて準用する法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。</p> <p>様式第1（第4条第1項及び第2項関係）</p>	
<p>第二種交付金の額及び交付方法認可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな）</p> <p>住所 （ふりがな）</p> <p>氏 名（名称及び代表者の氏名を記載するこ と。）</p> <p>電気通信事業法第110条の5第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>様式第2（第23条第1項及び第2項関係）</p> <p>第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書</p>		<p>第二種交付金の額及び交付方法認可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな）</p> <p>住所 （ふりがな）</p> <p>氏 名（名称及び代表者の氏名を記載するこ と。）</p> <p>電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>〔1・2 同左〕</p> <p>様式第2（第23条第1項及び第2項関係）</p> <p>第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書</p>	

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名（名称及び代表者の氏名を記載すること。）

電気通信事業法第110条の6第2項において準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

[1・2略]

別表第1(第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係)

第二号基礎的電気通信業務の提供により生じた収益の額明細表

[異]

年度分
(単位 円)

第二号基礎的 電気通信役務 の種別	担当 <u>第二種支援区域</u> の別	費用の額	収益の額	費用の額か ら収益の額 を控除した 額
	(1) 一般支援区域			
1 施行規則 第14条の3 第1項第1 号に掲げる もの	(2) 特別 支援区域			
	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域 ロ 第5条 第1項第			

年 月 日

總務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名（名称及び代表者の氏名を記載すると。）

電気通信事業法第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

[1・2 同左]

別表第1 (第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係)

第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

[同左]

年度分
(単位 円)

第二号 基礎的 電気通信役務 の種別	担当支援区域の別	費用の額	収益の額	費用の額か ら収益の額 を控除した 額	1 施行規則 第14条の3 第1項第1 号に掲げる もの			
					(1) 一般支援区域	(2) 特別 支援区域	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域	ロ 第5条 第1項第

2 施行規則 第14条の3 第1項第2 号に掲げる もの	小 計	2号ロに 掲げる区 域				
		(1) 一般支援区域				
	(2) 特別 支援区域	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域				
	小 計	ロ 第5条 第1項第 2号ロに 掲げる区 域				
合 計						

注 費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当第二種支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第2（第4条第1項及び第2項、第8条第1項関係）

担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 [略]

年度分
 (単位 円)

第1 一般支援区域		一回線当たりの原価				
担当第二種支援区域名	設備管理部門			設備利用部門	小計	回線数
	固定端	配賦基準	海底ケーブル			
	末系伝					

2 施行規則 第14条の3 第1項第2 号に掲げる もの	小 計	2号ロに 掲げる区 域				
		(1) 一般支援区域				
	(2) 特別 支援区域	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域				
	小 計	ロ 第5条 第1項第 2号ロに 掲げる区 域				
合 計						

注 費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第2（第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 [同左]

年度分
 (単位 円)

第1 一般支援区域		一回線当たりの原価				
担当支援区域名	設備管理部門			設備利用部門	小計	回線数
	固定端	配賦基準	海底ケーブル			
	末系伝					

	送路設備部門		部門						
合計									

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当第二種支援区域名	一回線当たりの原価					回線数	原価
	設備管理部門			設備利用部門	小計		
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門				
合計							

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当第二種支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
合計					

【注1 略】

2 担当第二種支援区域名の欄には、法第110条の3第3項の規定により指定された担当第二種支援区域の名称等を記載すること。

〔3～5 略〕

別表第3（第9条関係）

担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

【略】

年度分

	送路設備部門		部門						
合計									

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当支援 区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	固定端 末系伝 送路設 備部門	設備管理部門			設備利 用部門	小計		
		配賦基 準	海底ケ ーブル 部門	配賦基 準				
合計								

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
合計					

【注1 同左】

2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

〔3～5 同左〕

別表第3（第9条関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

【同左】

年度分

第1 一般支援区域		
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
第2 特別支援区域		
(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域		
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域		
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
第1 一般支援区域		
担当支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
第2 特別支援区域		
(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域		
担当支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域		
担当支援区域名	回線数	参考事項
合 計		
[注1 略]		
2 担当第二種支援区域名の欄には、法第110条の3第3項の規定により指定された担当第二種支援区域の名称等を記載すること。		
[3・4 略]		
備考 表中の「」の記号は下記をみる。		

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四十条の五第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項の規定による電気通信回線設備の規模等の報告から適用する。この場合において、施行日以後に最初に到来する当該報告期日を、同項に規定する五事業年度の最終事業年度の報告期日とする。

第三条 施行日前において、改正法附則第八条第二項の規定に基づき、新施行規則第四十条の三の四第一項の規定により指定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該指定の申請をすることができる。

第四条 改正法第二条の規定による改正後の電気通信事業法第百十条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、新施行規則第四十条の七の二の規定の例により、当該指定の申請をすることができる。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の三の三第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百七十八号（電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の規定に基づき総務大臣が別に指定する区域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
備考	表中の「」の記載は注記である。		
	電気通信事業法施行規則第四十条の三の三第一項の総務大臣が別に指定する区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都府県の区域について、次に掲げる区域とする。 「一〇四十 略」	電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の総務大臣が別に指定する区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都府県の区域について、次に掲げる区域とする。 「一〇四十 同上」	

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の六の四第二号の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百十四号（電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>電気通信事業法施行規則第四十条の六の四第二号に規定する第一種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。</p>	<p>電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の三の三第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百七十八号（電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の規定に基づき総務大臣が別に指定する区域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
備考	表中の「」の記載は注記である。		
	電気通信事業法施行規則第四十条の三の三第一項の総務大臣が別に指定する区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都府県の区域について、次に掲げる区域とする。 「一〇四十 略」	電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の総務大臣が別に指定する区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都府県の区域について、次に掲げる区域とする。 「一〇四十 同上」	

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の六の四第二号の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百十四号（電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>電気通信事業法施行規則第四十条の六の四第二号に規定する第二種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。</p>	<p>改正後</p>
<p>電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。</p>	<p>改正前</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(案)

令和8年※月※日

総務大臣
藤井比早之殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和8年8月28日付け諮問第3220号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙1の総務省の考え方について、適当と認められる。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

以 上



電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 (新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備) 概要 【諮問第3220号】

令和8年10月
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

背景

- **電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号。以下「**令和7年改正法**」という。）において、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の提供を確保する「**最終保障提供責務**」を導入することとされており、これについては、令和7年改正法の公布日（**令和7年5月28日**）から**2年以内において政令で定める日**から施行することとされている。
- 最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金制度の見直し等について検討するため、情報通信審議会 電気通信事業政策部会に対し、「**最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方**」について諮問が行われており（令和7年7月4日付け諮問第1242号）、下記のとおり一次答申及び三次答申（案）が取りまとめられているところ。
 - (1) 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 **一次答申**（令和8年2月17日）
 - (2) 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 **三次答申**（令和8年10月9日）

注：「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）においては、主として、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る現行の交付金制度についての検討結果が取りまとめられている。
- これらの内容を踏まえ、所要の制度整備（**省令等の改正**）を行う必要がある。

改正対象

- (1) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（**諮問対象**）
 - (2) 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（諮問事項を含む）
 - (3) 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）（※）
 - (4) 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）（諮問事項を含む）
 - (5) 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）（※）
- (2) 電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の規定に基づき総務大臣が別に指定する区域を定める件
（平成17年総務省告示第1378号）（諮問対象外、※）
- (3) 電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件
（令和5年総務省告示第214号）（諮問対象外、※）

（１） 最終保障提供責務の導入に伴う規定の整備

- ① 最終保障電気通信事業者等が行う役務提供確認等の関連手続を具体化する。（第22条の2の2～第22条の2の2の2）
（最終保障電気通信事業者による区域内電気通信事業者への役務提供確認の実施の方法等）
- ② 総務大臣が届出契約約款に対する変更命令が可能となる条件を具体化する。（第16条の3）
（届出契約約款において、提供の終了に係る手続や提供の終了条件が適正かつ明確に定められていないときには、利用者保護の観点から、総務大臣による変更命令を可能とする）

（２） 電話（第一号基礎的電気通信役務）における規定の整備（第40条の3～第40条の4の4等）

- ① 担当支援区域に係る規律の導入に伴い、区域の申請様式等に係る規定を整備する。
- ② 第一種単位区域の単位について、都道府県を基本とする。
- ③ 第一種適格電気通信事業者の指定に係るいわゆるカバー率の要件について、業務区域内の都道府県における世帯数及び事業所数ベースで90パーセント以上とする。（現行：100パーセント）

（３） ブロードバンドサービス（第二号基礎的電気通信役務）における規定の整備（第40条の5～第40条の7の10等）

- ① 担当支援区域に係る規律の導入に伴い、区域の申請様式等に係る規定を整備する。
注：ブロードバンドサービスにおいては、担当支援区域の概念は従前より存在していたが、区域の申請手続等（手挙げ制）に関しては令和7年改正法により導入されたものであるため、電話と同様に、様式等を整備する必要がある。
- ② 第二種単位区域ごとの回線規模報告に関する頻度を緩和する。（毎事業年度→5事業年度ごと）
- ③ 第二種適格電気通信事業者に対する回線規模（いわゆるカバー率）の要件において、世帯数だけではなく事業所数も勘案することとする。
- ④ 特別支援区域に指定できる「著しく困難であると見込まれる場合」として、ある区域において公設設備がない場合であっても、その区域での役務提供に当たって公設の海底ケーブルが必要となる場合には適用可能とする。
- ⑤ 第二種交付金の交付要件のひとつである継続提供期間の要件（現行：1年超）を緩和する。

（４） その他

- ① 第一種交付金の算定において、これまで標準偏差の2倍（2σ）を加えた額を超える部分に限り補填する措置を行っていたところ、令和10年度交付分からは、当該措置を終了する。（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）
- ② 規定順の整理のほか、各種ハネ対応等を行う。

項目	2026年						2027年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方三次答申 【情報通信審議会】	7/21 事業政策部会 三次答申案 諮問	7/22-8/25 意見募集	9/16 ユニバ政策委 意見募集結果 報告	10/9 事業政策部会 三次答申									
新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備や適格電気通信事業者の指定 【情報通信行政・郵政行政審議会】			今回の諮問・答申関係 8/28 事業部会 省令案 諮問 8/29-10/2 意見募集 10/22 ユニバ委 意見募集結果 報告 10/29 事業部会 省令案 答申 官報掲載 12月 公布 (→ 改正法の施行日にあわせて施行)				(適格事業者の指定に係る手続：諮問事項)						
(参考) モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化のための制度整備 【情報通信行政・郵政行政審議会】	6/18-7/17 意見募集	8/12 ユニバ委・番号委合同会合 意見公募結果 報告	8/28 事業部会 省令案 答申	10/22 11/1 公布 施行									

令和7年改正法
施行期限

＜意見募集の概要＞

- ・意見募集期間：令和8年8月29日（土）～同年10月2日（金）
- ・案件番号：145210742
- ・意見提出数：14件（法人：5件、個人：2件、匿名：7件） * 意見提出数は、意見提出者数

＜修正の概要＞

	該当箇所（※）	規定の概要（※）	修正の方向性
（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・第22条の2の2 ・第22条の2の2の2 ・第22条の2の2の3 	役務提供確認に係る日数	【削除】 実態に応じた柔軟な運用が可能となるよう、具体的な日数については、本省令（案）において定めるのではなく、ガイドライン等を策定し、明確化することが適切。
（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・第22条の2の2の4 	役務提供確認について取り決めるべき事項	【規定ぶりの修正】 役務提供確認等における対応の明確化を図るという本規定の趣旨を踏まえ、規定ぶりを簡潔に修正。

※ 条番号や概要は、諮問時のもの。

なお、上述のほか、用例を踏まえた規定ぶりの調整等、形式的な修正を行っている。

- 本年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、本年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

（継続検討）

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

（継続検討）

- 役務提供の拒否事由（「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等）について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知を、周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

（継続検討）

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**等に向け、一次答申（※1）・二次答申（※2）までの経過も踏まえつつ、令和8年2月から必要な事項について検討を加え、その結果をとりまとめ。

（※1）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」（令和8年2月17日）

（※2）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）

1. 新たに追加するユニバーサルサービスの扱い

- NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、**モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、必要な制度整備を進める
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化**に向けては、**令和9年度以降、具体的な検討**に着手

2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

- **役務提供確認は、利用者の利便や安心・安全により一層配慮した仕組みを検討**すべき
- 「**役務提供確認データベース**」の構築・運用は、基礎的電気通信役務支援機関の**附帯業務**と位置付け
- **企業努力**や**協力関係**の構築を通じた**経済合理性**の働く範囲内でのユニバーサルサービスの**提供範囲の最大化**を旨として、ガイドラインを策定すべき

みんなで支えるユニバーサルサービスの実現へ

3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

- 交付金により補填すべきところには**重点的に補填**する方向で見直しを図るとともに、「**ユニバーサルサービス料**」への影響についても配慮しつつ取組を進める。
- 事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向。

第一種交付金制度の見直し

- メタル維持コストは当面減らないため、**現行モデルのチューニング**で対応
 - ・ 「**2σ**」は**終了**（令和8年度措置、令和10年度交付分から適用）
 - ・ 高コスト地域（回線単価上位**4.9%**）に限り補填する措置については、**競合サービスが実際に終了するまでの間に、見直しを検討**
 - ・ **光IP補正は当面維持、モバイル網固定電話の扱いは今後検討**
- 固定電話の**支援区域の単位は「都道府県」、第一種適格電気通信事業者の指定基準は「都道府県ごとに90%以上」**

第二種交付金制度の見直し

- 政府目標達成に向け、**特別支援区域の対象を拡充**
 - ・ **大幅赤字区域は全体収支黒字でも交付可能とする**
 - ・ **公設海底光ファイバの譲受け後の赤字を全額補填可能とする** 等
- **令和9年度以降、事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」**についての指定を受けた後に、**最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、双方を実績ベースで交付する運用に変更**
- **負担金徴収の顕在化した課題への対応方策について速やかに検討**

最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法

- **新規設備の費用は整備時に全額計上、既存設備の費用は「モデル上の費用と同額とみなす方法」**により算定。
- 最終保障電気通信役務としての提供が**終了した場合でも、継続していた場合は通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して算定対象とする**。
- 制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の**妥当性を検証**する仕組みを検討。